

新たな地域福祉保健計画の検討状況について

1 文京区地域福祉推進協議会での検討状況

第1回（令和2年5月）書面会議：新たな地域福祉保健計画の策定について

第2回（令和2年7月31日）：新たな地域福祉保健の推進計画の主要項目(案)について

第3回（令和2年8月21日）：新たな地域福祉保健計画の検討状況について

*上記のほか、分野別計画の検討を各分野別検討部会で行っている。

2 基本理念・基本目標及び分野別計画の検討状況

(1) 基本理念・基本目標 別紙1

(2) 地域福祉保健の推進計画 別紙2

(3) 高齢者・介護保険事業計画 別紙3

(4) 障害者・児計画 別紙4

3 今後の検討予定

令和2年	10月	第4回 文京区地域福祉推進本部	(中間のまとめの検討)
	11月	第4回 文京区地域福祉推進協議会	(中間のまとめの検討)
		令和2年11月定例議会報告	(中間のまとめの報告)
	12月	パブリックコメント、区民説明会	
令和3年	1~2月	第5回 文京区地域福祉推進本部	(最終案の検討)
		第5回 文京区地域福祉推進協議会	(最終案の検討)
	2月	令和3年2月定例議会報告	(最終案の報告)
	3月	計画策定	

*上記のほか、各分野別検討部会を開催する。

基本理念

- 人間性の尊重
だれもが、個人として尊ばれ、人間性が生かされるとともに、人権が尊重される地域社会を目指します。
- 自立の支援
だれもが、自分の意思に基づき、自らの選択のもとに自立した生活を営み、自己実現できるよう支援します。
- 支え合い認め合う地域社会の実現
ノーマライゼーションやソーシャルインクルージョンの理念に基づき、だれもが、主体的に社会参加でき、相互に人格と個性を尊重し、支え合い、ダイバーシティを推進する地域社会の実現を目指します。
- 健康の保持・増進
だれもが、健康で安全な生活を享受でき、生涯を通じて健康を保持・増進することができる地域社会を目指します。
- 協働による地域共生社会の実現
だれもが、地域の課題を把握し、解決するための活動に、当事者意識をもって、主体的に参画・協働し、分野を超えてつながる地域づくりを推進します。
- 男女平等参画の推進
一人ひとりが互いの人権を尊重し、喜びも責任も分かち合いつつ、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮していきいきと暮らせる地域社会を目指します。

基本目標

- だれもが、いきいきと自分らしく、健康で自立した生活を営める地域社会を目指します。
- だれもが、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、必要な福祉保健サービスを自らの選択により利用でき、互いに支え合う地域社会を目指します。
- だれもが、地域、暮らし、生きがいとともに創り、互いに高め合い、役割を持つことができる地域社会を目指します。

ノーマライゼーション (normalization) …障害のある人もない人も、子どもも高齢者も、だれもが地域で普通 (ノーマル) の生活を送ることを当然とし、共に支え合って普通の生活ができる社会を創造すること。また、その考え方をいう。

ソーシャルインクルージョン (social inclusion) …すべての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支え合うという理念をいう。

ダイバーシティ (diversity&inclusion) …性別、人種、国籍、宗教、経歴、障害の有無など人それぞれの「違い」を「個性」として認め合い、互いを尊重し、だれもが暮らしやすい社会の実現を目指す考え方をいう。

地域福祉保健の推進計画の検討状況について

*本資料は、現時点での検討状況であり、今後検討を進める中で内容が変わることがあります。

1 主要項目及びその方向性

(1) ともに支え合う地域社会づくり

「我が事」の意識醸成と、地域人材の発掘・育成を通じた地域福祉活動の活性化

- 地域の多様な主体が、「支える人」と「支えられる人」という関係性を超えて、主体的に地域の様々な課題を把握して解決を試みる体制づくりを支援します。
- 社会福祉協議会、民生・児童委員などの公的な団体と町会・自治会、NPO、ボランティア団体、民間事業者などの多様な主体の連携によるネットワークを強化します。
- 地域福祉活動を担う人材としての高齢者の積極的な参加を促進します。
- 大学が多く所在するという地域特性を生かし、大学生の地域福祉活動への積極的な参加を促していきます。

(2) 安心して暮らせる環境の整備

多様で複合化した課題を「丸ごと」受け止める、包括的な支援体制の整備

- 区の各相談・支援窓口である子ども家庭支援センター、児童発達支援センター、高齢者あんしん相談センター、障害者基幹相談支援センター、保健所等の連携の強化に向けた取組を推進します。
- 医療分野における地域連携を更に推進し、保健・医療・福祉・子育て・教育の切れ目ないサービスが総合的に提供される体制を構築します。
- 住宅確保要配慮者（高齢者、障害者、ひとり親世帯等住宅の確保に特に配慮を要する者）に対する賃貸住宅の供給を促進し、住まい方に関する相談支援を充実します。
- 複合的な要因による「ひきこもり(8050 問題)」等に対応するための一元的な支援体制を構築します。

生活福祉要援護者等への支援

- 生活困窮者が社会的・経済的自立を図れるよう、民間事業者等と協働して、居住確保支援、就労支援等を包括的に実施します。
- 稼働年齢世代の生活保護受給者に対して多様な支援による就労意欲の喚起を行い、早期の就労・自立を図れるよう支援します。
- DVや虐待の防止・被害からの早期救済を行うために必要な相談支援、都や警察などの関係機関との連携強化を行います。

福祉保健サービスの利用支援と権利擁護の推進

- 援護の必要な高齢者・障害者等の福祉保健サービス利用者に対する相談支援体制を充実します。
- 成年後見制度をはじめとした権利擁護事業の普及啓発を推進します。
- 今後の成年後見制度の需要数の増加を見据えた、市民後見人の活用や、法人後見の利用のあり方を検証します。
- 成年後見制度中核機関の設置・機能整備及び地域連携ネットワークを整備します。

(3) ひとにやさしいまちづくり

まち・心・情報のバリアフリー、ユニバーサルデザインの推進

- 公共交通機関や特定の建築物・道路等の事業者が連携しながらの、一体的・面的・継続的なバリアフリーを推進します。
- ユニバーサルデザインを取り入れた生活環境を整備します。
- 生活の中で誤解や偏見を受けることのないよう、子ども、高齢者、障害者等への理解を深めるための取組を推進します。
- 障害を理由とした差別の解消に向けた周知啓発の取組を推進します。
- 情報を取得しにくい高齢者、障害者等が生活に必要な情報を適切に取得することを支援します。
- 区が発信する情報のバリアフリーを推進します。

災害時の自助・互助・共助・公助による安全・安心の確保

- 避難行動要支援者の安否確認、避難誘導等を適切に行うための関係機関との連携を強化します。
- 災害ボランティア体制を強化し、より実効性のある体制を構築します。
- 福祉避難所の更なる拡充と新たな感染症対策を踏まえた運営体制の構築を推進します。

2 計画の体系

現時点では分野別計画間の調整を行っていないため、複数の計画の体系に位置づけられる事業の名称が計画間で異なっている場合があります。

また、検討中の事業については、掲載していない場合があります。

大項目	小項目	計画事業	
1 ともに支え合う地域社会づくり	1 「我が事」の意識醸成と地域人材の発掘・育成を通じた地域福祉活動の活性化	1	小地域福祉活動の推進
		2	地域の支え合い体制づくり推進事業
		3	地域団体による地域子育て支援拠点事業
		4	ボランティア活動への支援
		5	NPO 活動・地域活動の支援
		6	地域活動情報サイト
		7	ふれあいいきいきサロン
		8	ハートフルネットワーク事業の充実
		9	みまもり訪問事業
		10	いきいきサービス事業の推進
		11	文京区子育てサポーター認定制度
		12	ファミリー・サポート・センター事業
		13	子ども食堂等支援事業
		14	民生委員・児童委員による相談援助活動
		15	話し合い員による訪問活動
		16	主任ケアマネジャーの支援・連携
		17	青少年健全育成会への支援・連携
		18	社会参加の促進事業
		19	介護施設ワークサポート事業
		20	シルバー人材センターの活動支援
		21	高齢者クラブ活動の支援
		22	文の京フレイル予防プロジェクト
		23	介護予防ボランティア指導者等養成事業

大項目	小項目	計画事業	
2 安心して暮らせる環境の整備	1 多様で複合化した課題を「丸ごと」受け止める、包括的な支援体制の整備	1	児童虐待防止ネットワークの充実
		2	高齢者あんしん相談センターの機能強化
		3	文京ユアストーリー
		4	在宅医療・介護連携推進事業
		5	障害者基幹相談支援センターの運営
		6	地域医療連携の充実
		7	居住支援の推進
		8	医療的ケア児支援体制の構築
		9	男女平等センターにおける相談事業の充実
		10	文京区版ひきこもり総合対策
		11	地域づくり推進事業
	2 生活福祉要援護者等への支援	1	生活困窮者への自立支援の推進
		2	生活保護受給者への就労意欲喚起による早期の就労・自立支援
		3	DV被害の防止及び救済
	3 福祉保健サービスの利用支援と権利擁護の推進	1	福祉サービス利用援助事業の促進
		2	福祉サービスに対する苦情申立・相談対応の充実
		3	福祉サービス第三者評価制度の利用促進
		4	成年後見制度利用支援事業
		5	法人後見の受任
		6	権利擁護支援に係る地域連携ネットワークの構築

大項目	小項目	計画事業	
3 ひとにやさしいまちづくり	1 まちのバリアフリー、ユニバーサルデザインの推進	1	道のバリアフリーの推進
		2	文京区バリアフリー基本構想の推進
		3	文京区福祉のまちづくりに係る共同住宅等整備要綱に基づく指導
		4	総合的自転車対策の推進
		5	公園再整備事業
		6	コミュニティバス運行
	2 心のバリアフリーの推進	1	障害者差別解消に向けた取組みの推進
		2	福祉教育の推進
		3	障害及び障害者・児に対する理解の促進（理解促進研修・啓発事業）
		4	障害者週間記念行事「ふれあいの集い」の充実
	3 情報のバリアフリーの推進	1	情報提供ガイドラインに即した情報発信の推進
		2	情報バリアフリーの推進
		3	区報ぶんきょう・ホームページ・CATVでの情報提供の充実
		4	図書館利用に障害のある方への図書館資料の貸出
	4 災害時の自助・互助・共助・公助による安全・安心の確保	1	避難所運営協議会の運営支援
		2	避難行動要支援者への支援
		3	災害ボランティア体制の整備
		4	福祉避難所の拡充
		5	耐震改修促進事業
		6	家具転倒防止器具設置費用助成

3 計画事業の概要

1-1-1 小地域福祉活動の推進

地域福祉コーディネーターを配置し、町会・自治会単位の小地域で起きている課題を掘り起こし、その解決に向けた取組みを地域の人とともに考え、関係機関等と連携することで「個別支援」や「地域の生活支援の仕組みづくり」を行い、地域の支え合い力を高める。

また、地域で解決できない問題や、既存の制度・サービスがない課題を解決する仕組みづくりを行う。【社会福祉協議会実施事業】

1-1-2 地域の支え合い体制づくり推進事業

地域住民が自主的に地域の課題解決を図る活動に寄与するため、不足するインフォーマルな資源の開発に取り組む事業（サロンぷらす事業）に対して、立上げ及び事業運営に必要となる補助を実施する。

また、介護予防・日常生活支援総合事業としての「住民主体の通いの場」（かよいへの）の立上げに必要となる補助についても、本事業で実施し、住民主体の活動を支援する。補助は社会福祉協議会を通じて実施する。【社会福祉協議会実施事業】

1-1-3 地域団体による地域子育て支援拠点事業

地域で子育てを支援している団体等による地域子育て支援拠点事業を実施し、子育てサポーター認定制度の認定を受けたサポーターの新たな活躍の場とするとともに、子どもや子育て家庭を支える地域との繋がりが生まれる仕組みづくりを進め、「顔の見える」相手との信頼関係のもとで、地域で安心して子育てができるよう支援する。

1-1-4 ボランティア活動への支援

ボランティア養成講座や研修等を実施し、地域の担い手を育成するとともに、福祉教育の充実、ボランティア・市民活動情報の収集・提供の強化・向上、コーディネート機能の強化等を図り、地域福祉活動の多様化、活性化を図る。

また、地域活動や交流会等を通じて活動団体間の交流を促進し、ネットワーク化を推進するとともに、活動助成等の支援を充実し、ボランティア・市民活動の輪を広げる。

【社会福祉協議会実施事業】

1-1-5 NPO活動・地域活動の支援

区や地域住民・ボランティア・NPO・企業・大学等と連携して、新たなつながりを創出し、地域の活性化や地域課題の解決を図っていくための協働の拠点として地域連携ステーション「ファミコム」の運営を行う。【社会福祉協議会実施事業】

1-1-6 地域活動情報サイト

NPO法人・ボランティア団体、町会・自治会及び企業等による地域貢献活動などの情報を発信し、

地域活動への参加促進を図る。【社会福祉協議会実施事業】

1-1-7 ふれあいいきいきサロン

外出の機会が少なくなりがちな高齢者、障害者、子育て世代等が、食事会、おしゃべり等を楽しむ場を通して、地域で交流を深めることにより、孤立化を予防し、地域の中で支え合い、だれもが安心して楽しく暮らせるよう、住民主体のサロンづくりを支援する。【社会福祉協議会実施事業】

1-1-8 ハートフルネットワーク事業の充実

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を続けられるよう、関係協力機関、高齢者あんしん相談センター及び区が相互に連携して地域全体で高齢者の見守り、声かけ等を行うとともに、異変等を発見した場合には迅速に対応できる体制を構築する。

1-1-9 みまもり訪問事業

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、地域のボランティア（みまもりサポーター）が自宅を定期的に訪問するなどして、安否確認を行う。【社会福祉協議会実施事業】

1-1-10 いきいきサービス事業の推進

区民の参加と協力を得て、日常生活で手助けを必要とする方に対して、家事援助を中心とした有償在宅福祉サービスを提供し、だれもが住み慣れたまちで安心して暮らせるよう支援する。

【社会福祉協議会実施事業】

1-1-11 文京区子育てサポーター認定制度

区の子育て支援事業等でも活用できる、横断的な認定制度と研修プログラムを区内関係機関の協力を得て開発し、新たに「文京区子育てサポーター認定制度」を導入する。

さらに、地域の人材による子育て支援に関する連絡会「地域の子育てサポート連絡会」を開催し、ネットワークの形成を図る。【社会福祉協議会実施事業】

1-1-12 ファミリー・サポート・センター事業

子育ての援助を受けたい区民と援助を行いたい区民が会員となり、地域の中で互いに助け合いながら子育てする相互援助活動を行う。

1-1-13 子ども食堂等支援事業

家庭の事情による孤食等の状況にある子どもたちに対する、食事提供の支援を含めた居場所づくりとしての「子ども食堂」等の地域活動の運営費を助成する。【社会福祉協議会実施事業】

1-1-14 民生委員・児童委員による相談援助活動

民生委員・児童委員は、地域住民の介護の悩みや子育ての不安、障害者の生活上の困りごと、経済的困窮など福祉に関する様々な相談に応じ、支援を必要とする人と行政機関を繋げるパイプ役を

担っている。

また、高齢者の孤立を防ぐ居場所作りや、子育てサロンの運営及び乳幼児健診への協力などの予防的福祉活動を行っている。敬老金の配布、緊急連絡カード調査などの区の事業への協力、災害対策への参加など様々な活動をしている。区は民生委員・児童委員への支援や連携を通じて、地域社会の中で生活上の様々な問題を抱えている方への相談及び援助活動を行う。

1-1-15 話し合い員による訪問活動

地域のひとり暮らしの高齢者や重度の心身障害者世帯の方等の孤独感や不安感を和らげるため、話し合い員が定期的に対象者の自宅を訪問し、話し相手となるほか、生活や身の上の相談に応じ、区と連携して必要なサービスや支援につなげていく。

また、民生委員、高齢者あんしん相談センター等と連携した見守り活動を行う。

1-1-16 主任ケアマネジャーの支援・連携

地域全体のケアマネジメント力向上の中核的役割を担う主任ケアマネジャーに対し研修の実施や意見交換等交流の場の提供による資質向上を図るとともに、主任ケアマネジャーと連携し、ネットワーク構築や包括的・継続的ケアマネジメントの支援を行う。

1-1-17 青少年健全育成会への支援・連携

地域の特性や社会情勢、地域住民のニーズに即した青少年健全育成施策を推進するため青少年健全育成会への活動支援を行う。

1-1-18 社会参加の促進事業

ミドル・シニア（概ね50歳以上の方）が、講座受講をきっかけとして地域でボランティア等の活動を開始することを目的に、ミドル・シニア講座、絵本の読み聞かせ講座、高齢者施設ボランティア講座等を実施する。また、社会参画のきっかけづくりとして、区の情報誌をダイレクトメールで送付する。

1-1-19 介護施設ワークサポート事業

シルバー人材センターに「介護施設お助け隊」を設置し、介護施設の臨時的又は軽易な業務を受け負うことで、高齢者の活躍の場の拡大とあわせ、介護人材不足を側面から支援する。

また、就業に興味のある高齢者を対象に、介護に関する基礎的な講義と就業体験を行うセミナーを開催し、福祉の担い手として活躍する元気高齢者の裾野を広げていく。

1-1-20 シルバー人材センターの活動支援

元気でいつまでも働きたいと願う高齢者の地域の受け皿として、シルバー人材センターの活動を支援する。

また、臨時的・短期的・軽易な就業を希望する高齢者に対して、地域社会の日常生活に密着した仕事を中心に請け負い、提供し、生きがいの創出、活力ある高齢社会づくりに貢献する。

1-1-2 1 高齢者クラブ活動の支援

地域において高齢者のいきがい向上及び健康の維持増進及び友愛訪問を含めた地域福祉活動等に貢献している高齢者クラブの活動に対して支援する。

1-1-2 2 文の京フレイル予防プロジェクト

高齢者の虚弱（フレイル）を予防するため、フレイルチェックなどの継続的な取組を、区内の住民主体の通いの場と連携して実施する。フレイルチェックは、健康運動指導士等の専門職からなる「フレイルトレーナー」と、専門の研修を受けた一般区民からなる「フレイルサポーター」が中心となって運営する。

1-1-2 3 介護予防ボランティア指導者等養成事業

地域で支える介護予防の担い手として、文の京介護予防体操推進リーダーや転倒骨折予防教室ボランティア指導員等の養成を図る。

2-1-1 児童虐待防止ネットワークの充実

要保護児童対策地域協議会の運営により、虐待などによる要保護児童等について、適切な保護・支援に必要な関係機関相互の情報交換及び状況把握に努め、連携を図る。

また、児童虐待防止に関する啓発活動を行う。

2-1-2 高齢者あんしん相談センターの機能強化

多様化・複雑化する相談や困難事例への適切な対応、在宅医療・介護連携や認知症施策の推進など高齢者あんしん相談センターに期待される多様な役割を十分に果たせるよう、センターの後方支援やセンター間の総合調整を担う体制の整備を検討する。

2-1-3 文京ユアストーリー

人生の最後まで安心して住み慣れた地域で自分らしく暮らせるよう、身寄りのない高齢者を対象に、元気なうちから社会参画支援および定期連絡・訪問を行い、判断能力等の衰えが見られる場合には、利用者の意向に沿って、後見制度や介護サービスの紹介、葬儀や家財処分の準備等の支援を行う。

【社会福祉協議会実施事業】

2-1-4 在宅医療・介護連携推進事業

医療と介護の両方を必要とする高齢者が、人生の最期まで住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるための在宅医療と介護を包括的・継続的に提供するため、医療・介護関係者の情報共有の支援や地域の医療・介護資源の情報提供など、地域の医療・介護の関係機関の連携体制の構築を推進する。

2-1-5 障害者基幹相談支援センターの運営

障害者等が住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるよう、地域の特性や障害者等の状況に応じたきめ細かな総合相談支援を実施し、障害者の権利擁護や地域移行・地域定着に関する取り組み及び関係機関とのネットワーク構築など、支援体制の強化等を推進する相談支援活動の拠点として事業運営を行う。

2-1-6 地域医療連携体制の充実

区民に切れ目のない適切な医療を確保するため、地域医療連携推進協議会及び検討部会での協議・検討を通じて、区内の医療機関の役割分担を明確にし、病院・診療所・歯科診療所・薬局等との連携、在宅医療の推進等、地域医療連携の充実を図る。

2-1-7 居住支援の推進

住宅確保要配慮者（高齢者、障害者、ひとり親世帯等住宅の確保に特に配慮を要する者）に対し、区内不動産店及び家主の協力を得ながら、住宅確保要配慮者の入居を拒まない民間賃貸住宅の確保を進めるとともに、様々な既存の住宅ストックを活用することで住宅確保要配慮者の円滑な入居を促進する。

また、住み慣れた地域でその有する能力に応じて自立した日常生活を営む住まい方ができるよう様々な機関と連携した支援をするとともに、文京区、不動産関係団体、居住支援団体で構成する「文京区居住支援協議会」において、相談支援等住まい方に関する支援を検討していく。

併せて、区営住宅、シルバーピア及び障害者住宅の適切な管理運営を行いつつ、入居者が継続的に安心して暮らすことができるよう関係機関と連携した支援を行うとともに、都営住宅等の募集に関する情報提供等を適切に行うことで、特に住宅に困窮する世帯に対する住まいの確保を図る。

2-1-8 医療的ケア児支援体制の構築

医療的ケア児が、未就学期・学齢期・成人期のライフステージに応じて円滑かつ適切な支援を受けられるように、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関による協議の場を設置し、適切な支援体制の構築に向けた課題・対策等について協議を行う。

2-1-9 男女平等センターにおける相談事業の充実

パートナーや親子などの家族関係、職場や地域での人間関係、自分自身の生き方、性的指向や性自認に起因する問題など、様々な問題について、専門のカウンセラーによる相談を行います。

2-1-10 文京区版ひきこもり総合対策

ひきこもり状態にある方の自立を支援するため、義務教育終了後の全年齢の方を対象に「ひきこもり等自立支援事業（STEP事業）」（Support 支援／Talk 相談／Experience 経験／Place 居場所）を行う。

また、「文京区ひきこもり支援センター」を設置し、ひきこもり支援の総合窓口として、ご本人やご家族等からの相談を受けるとともに、関係機関と連携しながら支援を行う。

2-1-1 地域づくり推進事業

地域の支え合い活動や日常的な相談の中心となる「多機能な居場所（つどい〜の）」づくりを展開する者に対して、開設・事業運営に必要となる補助を、社会福祉協議会を通じて実施する。

また、「多機能な居場所」における住民による相談の支援と、広域の相談体制のコーディネートを行う相談支援包括化推進員（地域福祉コーディネーターが兼務）を配置し、8050 やダブルケア等の複合的な課題や制度等の狭間にある課題への対応を図るとともに、重層的な相談支援体制を推進する。【社会福祉協議会実施事業】

2-2-1 生活困窮者への自立支援の推進

生活保護に至る前の生活困窮者に対し、区が実施主体となって、関係機関との連携により、地域の支援体制を構築し、自立相談支援事業、住居確保給付金の支給、就労準備支援事業、一時生活支援事業、学習支援事業その他生活困窮者の自立の促進に関し包括的な事業を実施する。

2-2-2 生活保護受給者への就労意欲喚起による早期の就労・自立支援

生活保護受給者のうち稼働年齢である者に対して、就労相談・就労支援等の業務経験を有する支援員が就労に関する基本的事項の習得、就労体験及び就職後の定着支援など、就労意欲を喚起させ、自立に必要な支援を原則として6か月間実施する。

2-2-3 DV被害の防止及び救済

夫などから暴力被害を受けている女性及び母子からの相談を受け、心身の健康を回復させるための医療機関受診、保護命令制度利用についての情報提供、婦人保護施設及び母子生活支援施設等への入所による住宅の確保の支援等を、関係機関と連携して行う。

また、「文京区配偶者暴力相談支援センター」を設置し、DV被害に悩む方への相談支援の充実を図る。

2-3-1 福祉サービス利用援助事業の促進

高齢、知的障害、精神障害などにより判断能力が不十分なため、日常生活で支援が必要とする方に対し、福祉サービスの利用支援、日常的な金銭管理及び重要書類預かり等を行うことにより、在宅生活が継続できるよう支援する。【社会福祉協議会実施事業】

2-3-2 福祉サービスに対する苦情申立・相談対応の充実

福祉サービスの利用にあたり、利用契約やサービス内容について、サービス提供事業者への苦情や要望を受け付け、中立・公正な立場で、解決に向けた支援を行う。

また、福祉サービス苦情等解決委員会を設置し、必要に応じて中立・公正な専門委員による仲介や調査により、解決を図る。【社会福祉協議会実施事業】

2-3-3 福祉サービス第三者評価制度の利用促進

福祉サービスを提供する事業者の第三者評価の受審を支援し、福祉サービスを利用する区民への

サービス選択のための情報提供の促進及び事業者の福祉サービスの質の向上を図る。

2-3-4 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の利用に要する費用のうち、申立てに要する経費を負担することが困難である者に対し、その費用を助成する。【社会福祉協議会実施事業】

また、後見人等の報酬に係る費用を負担することが困難である者に対し、その費用を助成する。

2-3-5 法人後見の受任

成年後見人を必要としながら適切な後見人を得られない区民を対象に、成年後見人を受任する法人後見を実施する。【社会福祉協議会実施事業】

2-3-6 権利擁護支援に係る地域連携ネットワークの構築

成年後見制度利用促進計画で定められた広報機能、相談機能、成年後見制度利用促進機能、後見人支援機能等を備えた、権利擁護支援の地域連携ネットワークを構築する。このネットワークを推進する中核機関を文京区社会福祉協議会に委託し、権利擁護センターとの有機的な連携を図りながら、福祉・法律の専門職による専門的助言等の確保、支援を必要とする区民の早期発見と継続的な支援に資する関係機関の連携体制の強化を図るとともに、市民後見人を含む後見人の担い手の育成等の検討を行うことで、制度の利用促進を図る。

3-1-1 道のバリアフリーの推進

高齢者や障害者など、だれもが積極的に社会参加できるよう、文京区バリアフリー基本構想に基づき、生活関連経路について、歩道の拡幅、段差解消、視覚障害者誘導用ブロックの設置など、道路整備を行い、すべてのひとにやさしい道路の実現を図る。

3-1-2 文京区バリアフリー基本構想の推進

文京区バリアフリー基本構想の重点整備地区別計画に位置付けた特定事業（具体的なバリアフリー事業）の進捗管理を行うとともに、道路や施設等のバリアフリー化を一体的に推進する。

3-1-3 文京区福祉のまちづくりに係る共同住宅等整備要綱に基づく指導

高齢者や障害者を含めたすべての人が、安全、安心、快適に共同住宅等で生活できるよう、その整備に関する基準を定めることにより、福祉のまちづくりを推進する。

3-1-4 総合的自転車対策の推進

安全な歩行者空間を確保するため、放置自転車の警告・撤去、自転車駐車場の整備等の総合的な自転車対策を推進する。また、小中学生対象の自転車交通安全教室を実施するとともに、区報やホームページによる自転車利用者への交通ルールの周知・マナーの向上、警察と協力した交通安全イベントを実施する。

3-1-5 公園再整備事業

区立の公園、児童遊園等をより安全・安心で快適なものとするため、「文京区公園再整備基本計画」に基づき、地域主体の区民参画による計画的な公園等の再整備を行う。

また、便器の洋式化やバリアフリー対応等が必要な公衆・公園等トイレについても、高齢者をはじめ、障害者や子育てをしている人などの利用に配慮した整備を推進する。

3-1-6 コミュニティバス運行

区内を円滑に移動できるよう、コミュニティバスで区の拠点間を結び、公共交通不便地域を解消することにより、区民等の利便性を高める。

3-2-1 障害者差別解消に向けた取組みの推進

障害者差別解消法の施行を受け、障害を理由とする差別の解消に向けて、区民や民間事業所等に周知・啓発活動を行う。

3-2-2 福祉教育の推進

ノーマライゼーションやソーシャルインクルージョンの考え方にに基づき、多様性を認め合い、誰もがつながりを持ち、支えあえるまちを目指し、学校や地域、関係機関と連携し、体験・交流事業を通じて心のバリアフリーを推進する。

また本事業を通じた地域活動の活性化を図る。【社会福祉協議会実施事業】

3-2-3 障害及び障害者・児に対する理解の促進（理解促進研修・啓発事業）

障害者・児が住み慣れた地域社会において、差別や偏見なく地域の一員として育ち暮らし続けていけるよう、様々な機会を捉えて障害の特性や障害のある人に対する理解を促進するために、障害のある方への理解を深め、共生社会の実現を図ることを目的として、地域支援フォーラムにおいて講演会等の事業を行い、また、心のバリアフリーハンドブックを作成し、教育機関及び区内イベント等で配布し周知啓発を行う。

3-2-4 障害者週間記念行事「ふれあいの集い」の充実

「障害者週間(12月3日から9日)」を記念して、障害福祉についての関心や理解を促進するため、障害のある人もない人も共に集い交流を図るための催しを開催する。

3-3-1 情報提供ガイドラインに即した情報発信の推進

区から発信する情報が多様な受け取り手に届くよう障害特性に配慮した情報提供を行うことを目的に策定した「情報提供ガイドライン」に則った情報提供を推進する。

3-3-2 情報バリアフリーの推進

障害者パソコン教室の実施、区役所窓口への拡大鏡・筆談ボードの設置、音声認識ソフトインストール済みのタブレット端末の設置等の取組みにより、障害者が日常生活を送る上で必要な情報を

取得するために支援し、情報バリアフリーの推進を図っていく。

3-3-3 区報ぶんきょう・ホームページ・CATV での情報提供の充実

区報ぶんきょうについては、視覚障害のある方が必要な情報を取得できるようにするため、点字広報や声の広報として毎号発行し、無料で配布する。また、自動読み上げ機能や文字の拡大表示機能のある多言語版電子書籍においても配信する。

ホームページについては、高齢者や障害者を含めただれもが必要な情報を必要な時に取得できるよう、ウェブアクセシビリティに配慮したページ作成に努める。

CATV については、番組本編に字幕の挿入を行うとともに、手話通訳を付けた番組を制作し放送する。また、災害時には災害の状況や避難所に関する情報を見ることができる「データ放送」や「緊急文字告知」として随時文字放送を行う。

3-3-4 図書館利用に障害のある方への図書館資料の貸出

一般図書のほか、大活字本、点字図書、音訳図書・雑誌等の収集、貸出を行う。また、視覚障害のある方への資料の郵送サービス、障害等により来館が困難な単身者への資料の宅配サービスを実施する。

3-4-1 避難所運営協議会の運営支援

災害時に避難所がその役割を十分に果たすことができるよう、各避難所運営協議会の運営や避難所運営訓練等の活動を支援することにより、取組みを活性化させ、自主運営体制の確立と地域の防災力の向上、防災意識の啓発を図る。

3-4-2 避難行動要支援者への支援

災害時の避難行動に支援を要する者に対して、安否確認、避難誘導等を適切に行うため、支援者や関係機関との連携強化による状況把握等を実施し、支援体制の充実を図る。

また、災害時の停電等により、生命の危険を及ぼす可能性のある在宅人工呼吸器使用者については、東京都在宅人工呼吸器使用者災害時支援指針に基づき災害時個別支援計画を策定するなど、災害時の安全確保のための支援体制を整えていくとともに、多様な障害特性に合わせた支援内容の検討を行っていく。

3-4-3 災害ボランティア体制の整備

災害時に被災者支援のボランティア活動を円滑に進めるため、災害ボランティアセンターの体制の整備に努め、平常時から関係機関との連携を進め、安心して暮らせる仕組みづくりに努める。

【社会福祉協議会実施事業】

3-4-4 福祉避難所の拡充

避難所で避難生活が著しく困難な方を一時的に受け入れ、保護するための二次避難所である福祉避難所について、区内に存する福祉関連施設等と連携・協力して設置箇所数の拡大を図るとともに、

福祉避難所が機能するよう設置及び運営方法に関する検討を進める。

3-4-5 耐震改修促進事業

建築物の所有者が建物の耐震性能を把握し、耐震改修を行えるよう、耐震診断、耐震設計及び改修工事等の費用助成を行う。高齢者又は障害者が居住する木造住宅に対しては、助成の補助率と補助金上限額を優遇する。

3-4-6 家具転倒防止器具設置費用助成

災害時に、負傷の原因や避難・救出の障害となる家具の転倒・落下・移動等を防止するため、避難行動要支援者世帯等における家具の転倒等防止器具の購入・設置にかかる費用を助成し、自宅における減災対策を推進・啓発する。

高齢者・介護保険事業計画の検討状況について

1 高齢者・介護保険部会の開催状況

- 第1回（令和2年6月17日） ・ 新たな高齢者・介護保険事業計画の策定について
 第2回（平成27年7月29日） ・ 高齢者等実態調査報告書から見た現状と課題及び今後の方向性について

2 計画の検討状況

別添のとおり

* 別添の資料は、現時点での検討状況であり、今後検討を進める中で内容が変わることがあります。

3 今後の検討予定

令和2年	9月	第3回高齢者・介護保険部会	(中間のまとめの検討)
	10月	第4回高齢者・介護保険部会	(中間のまとめの検討)
		第4回文京区地域福祉推進本部	(中間のまとめの検討)
	11月	第4回文京区地域福祉推進協議会	(中間のまとめの検討)
		令和2年11月定例議会報告	(中間のまとめの報告)
	12月	パブリックコメント、区民説明会	
		第5回高齢者・介護保険部会	(中間のまとめの特集号、中間のまとめの主な変更点)
令和3年	1月	第6回高齢者・介護保険部会	(最終案の検討)
	1~2月	第5回文京区地域福祉推進本部	(最終案の検討)
		第5回文京区地域福祉推進協議会	(最終案の検討)
		令和3年2月定例議会報告	(最終案の報告)
	2月	計画策定	

1 主要項目及びその方向性

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせる地域づくり
～地域包括ケアシステムの実現～

認知症高齢者、ひとり暮らし高齢者及び高齢者のみ世帯の増加が予想される中、区では、団塊世代が75歳以上となる令和7年（2025年）に向け、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じ自立した生活を可能としていくため、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した生活の支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」の取組を積極的に推進していきます。

高齢者が住み慣れた地域で安心して豊かに暮らし続けられる地域づくりを推進するため、以下4つの主要項目を大きな柱として施策を進めていきます。

(1) 地域でともに支え合うしくみの充実

- 地域住民をはじめ各関係機関が、新たな感染症の感染拡大という状況にあっても、相互にその機能を補完し協力しながら地域全体で高齢者の暮らしを守り、ともに助け合う支援体制を推進することが重要です。
- そのため、元気高齢者をはじめとする区民が、日常の多様な活動を通じて自分らしく活躍しながら、地域における高齢者の日常生活をサポートする地域コミュニティを育成していきます。
- また、介護の専門職による公的なサービスに加え、ボランティア、NPO、地域団体等が提供するサービスを効果的に展開できるよう支援していきます。
- さらに、医療と介護を必要とする高齢者や認知症の人を地域で支えるため、切れ目のない在宅医療と介護の連携の取組を推進していきます。
- 併せて、介護を行っている家族等の心身の負担や孤立感等を軽減させるため、相談体制や情報提供等の充実を図るとともに、高齢者の尊厳ある暮らしが確保されるよう、権利擁護を推進する関係機関との連携を図っていきます。

(2) 在宅サービス等の充実と多様な住まい方の支援や取組

- 介護が必要になっても安心して暮らせる住まいが確保され、かつ、その中で有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことを可能にすることが重要です。
- そのため、居宅サービスをはじめ、その人に合った地域密着型サービスなどの介護保険サービスを適切に提供する更なるサービス基盤の充実とともに、介護サービス事業者のスキルアップを支援し、質の高い介護サービスが確保される取組を推進していきます。
- さらに、これらの介護サービスを支える人材について、その創出に取り組むとともに、人材の確保・定着に向けた事業者等への支援を包括的に行っていきます。
- また、安心して暮らせる住まいの確保と住まい方の支援を不動産関係団体や居住支援団体と連携して推進するとともに、高齢者のための施設を整備していきます。

(3) 健康で豊かな暮らしの実現

- 高齢になっても自分らしい豊かな生活を送るため、健康を維持し、住み慣れた地域の中でつながり生きがいを持っていきいきと暮らせることが重要です。
- そのため、高齢者ができるだけ長く健康な状態を維持・増進するための取組を推進していきます。
- さらに、介護等が必要になる状態を予防するとともに、そのような状態になっても軽減又は悪化の防止を図ることで、高齢者が住み慣れた地域で自立した日常生活を送ることができる取組を推進していきます。
- また、これまで生活の中心が職場にあった団塊の世代やひとり暮らし高齢者が、生涯学習や趣味の活動等を通じて生きがいを見つけ、様々な形で地域とのつながりを深める仕組みづくりを推進していきます。

(4) いざという時のための体制づくり

- 緊急・災害時に自力で避難することが困難な高齢者への支援体制を推進することが重要です。
- そのため、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯の方が急病や事故等で緊急対応が必要になった場合、適切な対応や連絡が行えるよう高齢者緊急連絡カードの利用促進を図るとともに、日々進歩する情報通信機器等の効果的な活用について検討を進めていきます。
- また、災害時に自力で避難することが困難な高齢者等（避難行動要支援者）の安否確認や避難誘導等を円滑かつ迅速に行えるよう、区民防災組織、民生委員・児童委員、警察、消防等の関係機関との相互連携を図るとともに、より実効性のある体制づくりを構築していきます。
- 併せて、避難所での生活が著しく困難な高齢者が安心して避難できる福祉避難所を拡充するとともに、地震に強い住まいづくりへの支援を推進していきます。
- さらに、介護保険サービスを提供する事業者が災害時や新たな感染症の拡大時等にも通所者や入所者の安全を確保し、かつ、そのサービスを継続して提供できるよう関係機関と連携して支援していきます。

2 計画の体系

現時点では分野別計画間の調整を行っていないため、複数の計画の体系に位置づけられる事業の名称が計画間で異なっている場合があります。

また、検討中の事業については、掲載していない場合があります。

大項目	小項目	計画事業		
1 地域で ともに支え 合うしくみ の充実	1 高齢者等 による支え合 いのしくみの 充実	1	ハートフルネットワーク事業の充実	
		2	文京区地域包括ケア推進委員会の運営	
		3	地域ケア会議の運営	
		4	小地域福祉活動の推進	
		5	民生委員・児童委員による相談援助活動	
		6	話し合い員による訪問活動	
		7	みまもり訪問事業	
		8	高齢者見守り相談窓口事業	
		9	高齢者クラブ活動（友愛活動）に対する支援	
		10	社会参加の促進事業	
		11	シルバー人材センターの活動支援	
		12	シルバーお助け隊事業への支援	
		13	いきいきサービス事業の推進	
		14	ボランティア活動への支援	
		15	ミドル・シニア目線を活かした発信力強化事業	
		16	地域活動情報サイト	
	2 医療・介護 の連携の推進		1	地域医療連携の充実
			2	在宅医療・介護連携推進事業
			3	「かかりつけ医・歯科医・薬剤師」の定着
	3 認知症施 策の推進		1	認知症に関する講演会・研修会
			2	認知症相談
			3	認知症ケアパスの普及啓発
			4	認知症地域支援推進員の設置
			5	認知症支援コーディネーターの設置
			6	認知症サポート医・かかりつけ医との連携
			7	認知症初期集中支援事業
			8	認知症サポーター養成講座
			9	認知症家族交流会・介護者教室・認知症カフェ
			10	認知症の症状による行方不明者対策の充実
			11	認知症とともにパートナー事業

		12	認知症ともにフォローアッププログラム
		13	若年性認知症への取組
		14	生活環境維持事業
	4 家族介護者への支援	1	仕事と生活の調和に向けた啓発
		2	認知症初期集中支援推進事業【再掲】
		3	認知症サポーター養成講座【再掲】
		4	認知症家族交流会・介護者教室・認知症カフェ【再掲】
		5	高齢者あんしん相談センターの機能強化【再掲】
		6	緊急ショートステイ【再掲】
	5 相談体制・情報提供の充実	1	高齢者あんしん相談センターの機能強化
		2	文京ユアストーリー
		3	老人福祉法に基づく相談・措置
		4	介護保険相談体制の充実
		5	高齢者向けサービスの情報提供の充実
		6	文京区版ひきこもり総合対策
	6 高齢者の権利擁護の推進	1	福祉サービス利用援助事業の促進
		2	福祉サービスに対する苦情申立・相談対応の充実
		3	成年後見制度利用支援事業
		4	法人後見の受任
		5	権利擁護支援に係る地域連携ネットワークの構築
		6	高齢者虐待防止への取組強化
7		悪質商法被害等防止のための啓発及び相談	

大項目	小項目	計画事業	
2 在宅サービス等の充実と多様な住まい方の支援や取組	1 介護サービスの充実	1	居宅サービス
		2	施設サービス
		3	地域密着型サービス
		4	事業者への実施指導・集団指導
		5	介護サービス情報の提供
		6	給付費通知
		7	公平・公正な要介護認定
		8	主任ケアマネジャーの支援
		9	福祉用具購入・住宅改修に係る利用者宅訪問調査
		10	生活保護受給高齢者支援事業
	2 ひとり暮らし・身体能力	1	高齢者自立生活支援事業
		2	高齢者日常生活支援用具の給付等事業

	が低下した高齢者等への支援	3	院内介助サービス
		4	高齢者訪問理美容サービス
		5	高齢者紙おむつ支給等事業
		6	ごみの訪問収集
		7	歯と口腔の健康
	3 介護サービス事業者への支援	1	介護サービス事業者連絡協議会
		2	ケアマネジャーへの支援
		3	ケアプラン点検の実施
		4	福祉サービス第三者評価制度の利用促進
	4 介護人材の確保・定着への支援	1	介護人材の確保・定着に向けた支援
		2	介護施設ワークサポート事業
	5 住まい等の確保と生活環境の整備	1	居住支援の推進
		2	高齢者住宅設備等改造事業
		3	住宅改修支援事業
		4	高齢者施設の整備（特別養護老人ホーム）
		5	高齢者施設の整備（介護老人保健施設）
		6	旧区立特別養護老人ホームの大規模改修
		7	緊急ショートステイ
		8	公園再整備事業
9		文京区バリアフリー基本構想の推進	
10		文京区福祉のまちづくりに係る共同住宅等整備要綱に基づく指導	
11		道のバリアフリーの推進	

大項目	小項目	計画事業	
3 健康で豊かな暮らしの実現	1 健康づくりの推進	1	健康相談
		2	健康診査・保健指導
		3	高齢者向けスポーツ教室
		4	高齢者いきいき入浴事業
		5	高齢者クラブ活動（健康づくり）に対する支援
	2 介護予防・日常生活支援の推進	1	訪問型・通所型サービス
		2	短期集中予防サービス
		3	介護予防ケアマネジメントの実施
		4	介護予防把握事業

		5	介護予防普及啓発事業	
		6	介護予防ボランティア指導者等養成事業	
		7	文の京フレイル予防プロジェクト	
		8	生活支援体制整備	
		9	地域介護予防支援事業（通いの場）	
		10	地域リハビリテーション活動支援事業	
		3 生涯学習 と地域交流の 推進	1	アカデミー推進計画に基づく各種事業
			2	文京いきいきアカデミア（高齢者大学）
			3	生涯にわたる学習機会の提供
			4	高齢者クラブ活動（学習と交流）に対する支援
	5		いきがいつくり世代間交流事業	
	6		いきがいつくり文化教養事業	
	7		いきがいつくり敬老事業	
	8		ふれあいいきいきサロン	
	9		福祉センター事業	
	10	長寿お祝い事業		
	11	シルバーセンター等活動場所の提供		

大項目	小項目	計画事業	
4 いざと いう時のた めの体制づ くり	1 避難行動 要支援者等へ の支援	1	避難行動要支援者への支援
		2	災害ボランティア体制の整備
		3	高齢者緊急連絡カードの整備
		4	救急通報システム
		5	福祉避難所の拡充
	2 災害に備 える住環境対 策の推進	1	耐震改修促進事業
		2	家具転倒防止器具設置費用助成
	3 災害に備 える介護サー ビス事業者へ の支援	1	事業継続計画マニュアル等の作成支援
		2	介護サービス事業者連絡協議会を通じた災害等に関する情報提供

3 計画事業の概要

1-1-1 ハートフルネットワーク事業の充実

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を続けられるよう、関係協力機関、高齢者あんしん相談センター及び区が相互に連携して地域全体で高齢者の見守り、声かけ等を行うとともに、異変等を発見した場合には迅速に対応できる体制を構築する。

1-1-2 文京区地域包括ケア推進委員会の運営

高齢者の介護、介護予防等に関し、地域の実情を反映させた包括的な地域ケアを効果的に推進するため、高齢者あんしん相談センターの運営など地域包括ケアの推進に関することを協議及び検討する委員会を運営する。

また、区全域レベルの地域ケア会議の機能を兼ねることで、区全体の課題を抽出し各種施策の実現につなげる。

1-1-3 地域ケア会議の運営

各高齢者あんしん相談センターを中心に、個別ケースの検討を通じたケアマネジメント支援及び地域課題の把握や課題解決のための地域包括支援ネットワークの構築を図る。

また、区においては、個別課題及び地域課題の検討の蓄積から区全体の課題を抽出し、施策に取り入れていく。これら各検討会議の内容を相互に反映させることにより、地域包括ケアシステムの構築を推進する。

1-1-4 小地域福祉活動の推進

地域福祉コーディネーターを配置し、町会・自治会単位の小地域で起きている課題を掘り起こし、その解決に向けた取組を地域の人とともに考え、関係機関等と連携することで「個別支援」や「地域の生活支援の仕組みづくり」を行い、地域の支え合い力を高める。

また、地域で解決できない問題や、既存の制度・サービスがない課題を解決する仕組みづくりを行う。【社会福祉協議会実施事業】

1-1-5 民生委員・児童委員による相談援助活動

民生委員・児童委員は、地域住民の介護の悩みや子育ての不安、障害者の生活上の困りごと、経済的困窮など福祉に関する様々な相談に応じ、支援を必要とする人と行政機関を繋げるパイプ役を担っている。

また、高齢者の孤立を防ぐ居場所作りや、子育てサロンの運営及び乳幼児健診への協力などの予防的福祉活動を行っている。敬老金の配付、緊急連絡カード調査などの区の事業への協力、災害対策への参加など様々な活動をしている。区は民生委員・児童委員への支援や連携を通じて、地域社会の中で生活上の様々な問題を抱えている方への相談及び援助活動を行う。

1-1-6 話し合い員による訪問活動

地域のひとり暮らし高齢者等の孤独感や不安感を和らげるため、話し合い員が定期的に対象者の自宅を訪問し、話し相手となるほか、生活や身の上の相談に応じ、区と連携して必要なサービスや支援につなげていく。

また、民生委員、高齢者あんしん相談センター等と連携した見守り活動を行う。

1-1-7 みまもり訪問事業

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、地域のボランティア（みまもりサポーター）が自宅を定期的に訪問するなどして、安否確認を行う。【社会福祉協議会実施事業】

1-1-8 高齢者見守り相談窓口事業

高齢者の在宅生活の安心を確保するため、各日常生活圏域の高齢者あんしん相談センターの本所又は分室に、見守り相談窓口を設置する。専任職員（見守り相談員）による高齢者への戸別訪問や見守り相談を通じ、生活実態の把握に努め、早期に必要な支援につなげる。

1-1-9 高齢者クラブ活動（友愛活動）に対する支援

クラブ会員による一声かけ運動、話し相手（情報提供、外出援助、閉じこもり防止）、ひとり暮らしや寝たきりの高齢者の安否確認など、身近な隣人・友人としての高齢者相互の心のふれあいを中心とする活動を継続的に行っている。これらの、在宅福祉を支える友愛活動に対して支援する。

1-1-10 社会参加の促進事業

ミドル・シニア（概ね50歳以上の方）が、講座受講をきっかけとして地域でボランティア等の活動を開始することを目的に、ミドル・シニア講座、絵本の読み聞かせ講座、高齢者施設ボランティア講座等を実施する。

また、社会参画のきっかけづくりとして、区の情報誌をダイレクトメールで送付する。

1-1-11 シルバー人材センターの活動支援

元気でいつまでも働きたいと願う高齢者の地域の受け皿として、シルバー人材センターの活動を支援する。

また、臨時的・短期的・軽易な就業を希望する高齢者に対して、地域社会の日常生活に密着した仕事を中心に請け負い、提供し、生きがいの創出、活力ある高齢社会づくりに貢献する。

1-1-12 シルバーお助け隊事業への支援

高齢者等が日常生活で起こるちょっとした困りごとを援助するサービスを助成することで、住み慣れた地域で安心して生活できるよう支援する。

1-1-13 いきいきサービス事業の推進

区民の参加と協力を得て、日常生活で手助けを必要とする方に対して、家事援助を中心とした有

償在宅福祉サービスを提供し、だれもが住み慣れたまちで安心して暮らせるよう支援する。【社会福祉協議会実施事業】

1-1-14 ボランティア活動への支援

ボランティア養成講座や研修等を実施し、地域の担い手を育成するとともに、福祉教育の充実、ボランティア・市民活動情報の収集・提供の強化・向上、コーディネート機能の強化等を図り、地域福祉活動の多様化、活性化を図る。

また、地域活動や交流会等を通じて活動団体間の交流を促進し、ネットワーク化を推進し、ボランティア・市民活動の輪を広げる。【社会福祉協議会実施事業】

1-1-15 ミドル・シニア目線を活かした発信力強化事業

ミドル・シニアの行動力とアイデアを活かして、区の情報誌（セカンドステージ・サポート・ナビ）の改訂企画、取材、編集を行う。その内容等をミドル・シニアの利用実態に即した情報媒体を活用して積極的に発信するなど情報発信の強化を行う。

1-1-16 地域活動情報サイト

NPO 法人・ボランティア団体、町会・自治会及び企業等による地域貢献活動などの情報を発信し、地域活動への参加促進を図る。【社会福祉協議会実施事業】

1-2-1 地域医療連携の充実

区民に切れ目のない適切な医療を確保するため、地域医療連携推進協議会及び検討部会での協議・検討を通じて、区内の医療機関の役割分担を明確にし、病院・診療所・歯科診療所・薬局等との連携、在宅医療の推進等、地域医療連携の充実を図る。

1-2-2 在宅医療・介護連携推進事業

医療と介護の両方を必要とする高齢者が、人生の最期まで住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるための在宅医療と介護を包括的・継続的に提供するため、医療・介護関係者の情報共有の支援や地域の医療・介護資源の情報提供など、地域の医療・介護の関係機関の連携体制の構築を推進する。

1-2-3 「かかりつけ医・歯科医・薬剤師」の定着

地域の医院・歯科医院・薬局を掲載した冊子の配布等を通じて、日頃から健康や医療、薬について相談できるかかりつけ医・歯科医・薬剤師を持つことを区民に推奨する。

1-3-1 認知症に関する講演会・研修会

講演会や企業・事業者向けの研修会の実施及びパンフレットの活用等により、認知症に関する正しい知識・理解の普及啓発を図る。

1-3-2 認知症相談

認知症の早期支援・早期対応を推進するため、高齢者あんしん相談センターにおける嘱託医によるもの忘れ医療相談等の認知症相談会を実施する。

1-3-3 認知症ケアパスの普及啓発

認知症の本人やその家族が生活機能障害の進行状況に応じて、いつ、どこで、どのような支援を受けることができるのかを早い段階で把握できるよう、適切なサービス提供の流れを整理・明示した認知症ケアパス（あんしん生活ガイド）の普及啓発を図る。

1-3-4 認知症地域支援推進員の設置

認知症施策を円滑かつ効果的に実施するため、厚生労働省の定める研修を受けた者を認知症地域支援推進員として区に配置し、医療・介護等の支援ネットワークの構築、認知症対応力向上のための支援などを推進する。

1-3-5 認知症支援コーディネーターの設置

認知症支援コーディネーターを高齢者あんしん相談センターに配置し、関係機関と連携の上、認知症の早期支援・早期対応を推進する。

1-3-6 認知症サポート医・かかりつけ医との連携

区内医師会に所属する認知症サポート医を嘱託医として配置し、かかりつけ医と連携しながら、認知症の早期支援・早期対応等の認知症施策を円滑かつ効果的に推進する。

1-3-7 認知症初期集中支援推進事業

複数の専門職により構成する認知症初期集中支援チームを設置し、認知症の本人や家族に対する初期の支援を包括的・集中的に行い、在宅生活のサポートを行う。

1-3-8 認知症サポーター養成講座

認知症になっても住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、認知症の本人やその家族を温かく見守る認知症サポーターを地域に多く養成する。

また、一層の活動参加促進のため、より実践的な対応方法の習得等を内容とする実践的な認知症サポーター講座を実施する。今後は、サポーターの活躍の場について検討を進める。

1-3-9 認知症家族交流会・介護者教室・認知症カフェ

認知症の本人を支える家族に対する支援を目的として、認知症家族交流会、介護者教室及び認知症カフェへの取組を推進する。

1-3-10 認知症の症状による行方不明者対策の充実

認知症の症状による行方不明者の発生を防止し、また、発生した場合の早期発見・早期保護のた

め、地域の見守り機能の強化や発見ネットワークの活用を促進する。

1-3-11 認知症ともにパートナー事業

医療機関受診や認知症検診において、医師から認知機能の低下により生活上のサポートが必要と判断された方が、必要なサービス等につながるができるように、訪問看護ステーションの看護師による最長6か月間の伴走型の支援を行う。

1-3-12 認知症ともにフォローアッププログラム

認知症の本人やその家族、今はまだ認知症でない方も参加でき、脳と体の健康をマネジメントするプログラムを実施する。内容は、脳健康度測定や脳と体を活性化させるためのエクササイズ体験、医師や管理栄養士・健康運動指導士による講話等を行う。

1-3-13 若年性認知症への取組

東京都若年性認知症総合支援センターや関係機関等と連携し、若年性認知症の人への支援を行うとともに、若年性認知症相談支援に関する研修に参加し、職員の知識習得・相談支援技術向上を図る。

1-3-14 生活環境維持事業

認知症高齢者等のうち、自己で生活環境の整備を行うことが困難な方に対し、廃棄物処理等のサービスを実施し、生活環境の維持保全を行う。

1-4-1 仕事と生活の調和に向けた啓発

多様な働き方の実現に向けた意識改革を推進するため、情報提供や広報・啓発活動を行う。

1-4-2 認知症初期集中支援推進事業

【再掲 1-3-7参照】

1-4-3 認知症サポーター養成講座

【再掲 1-3-8参照】

1-4-4 認知症家族交流会・介護者教室・認知症カフェ

【再掲 1-3-9参照】

1-4-5 高齢者あんしん相談センターの機能強化

【再掲 1-5-1参照】

1-4-6 緊急ショートステイ

【再掲 2-5-7参照】

1-5-1 高齢者あんしん相談センターの機能強化

多様化・複雑化する相談や困難事例への適切な対応、在宅医療・介護連携や認知症施策の推進など高齢者あんしん相談センターに期待される多様な役割を十分に果たせるよう、センターの後方支援やセンター間の総合調整を担う体制の整備を検討する。

1-5-2 文京ユアストーリー

人生の最後まで安心して住み慣れた地域で自分らしく暮らせるよう、身寄りのない高齢者を対象に、元気なうちから社会参画支援および定期連絡・訪問を行い、判断能力等の衰えが見られる場合には、利用者の意向に沿って、後見制度や介護サービスの紹介、葬儀や家財処分の準備等の支援を行う。【社会福祉協議会実施事業】

1-5-3 老人福祉法に基づく相談・措置

高齢者に関する相談を受け、高齢者あんしん相談センター等関係機関と連携を図りながら支援を行う。

また、養護老人ホームや介護保険サービス利用の措置、成年後見制度にかかる審判請求を行う。

1-5-4 介護保険相談体制の充実

区民や介護サービス事業者からの介護保険に関する相談・苦情等に対し、適切な助言や情報提供、関係機関の紹介等を行い、早期解決を図る。

1-5-5 高齢者向けサービスの情報提供の充実

高齢者のための福祉・保健サービスをわかりやすくまとめた情報誌の作成やホームページ・区報・フェイスブック等様々な媒体を活用し、高齢者向けサービスの情報提供を適宜行う。

1-5-6 文京区版ひきこもり総合対策

ひきこもり状態にある方の自立を支援するため、義務教育終了後の全年齢の方を対象に「ひきこもり等自立支援事業（STEP事業）」(Support 支援/Talk 相談/Experience 経験/Place 居場所)を行う。

また、「文京区ひきこもり支援センター」を設置し、ひきこもり支援の総合窓口として、ご本人やご家族等からの相談を受けるとともに、関係機関と連携しながら支援を行う。

1-6-1 福祉サービス利用援助事業の促進

高齢、知的障害、精神障害などにより判断が難しいため、日常生活で支援が必要とする方に対し、福祉サービスの利用支援、日常的な金銭管理及び重要書類預かり等を行うことにより、在宅生活が継続できるよう支援する。【社会福祉協議会実施事業】

1-6-2 福祉サービスに対する苦情申立・相談対応の充実

福祉サービスの利用にあたり、利用契約やサービス内容について、サービス提供事業者への苦情や要望を受け付け、中立・公正な立場で、解決に向けた支援を行う。

また、福祉サービス苦情等解決委員会を設置し、必要に応じて中立・公正な専門委員による仲介や調査により、解決を図る。【社会福祉協議会実施事業】

1-6-3 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の利用に要する費用のうち、申立てに要する経費を負担することが困難である者に対し、その費用を助成する。【社会福祉協議会実施事業】

また、後見人等の報酬に係る費用を負担することが困難である者に対し、その費用を助成する。

1-6-4 法人後見の受任

成年後見人を必要としながら適切な後見人を得られない区民を対象に、成年後見人を受任する法人後見を実施する。【社会福祉協議会実施事業】

1-6-5 権利擁護支援に係る地域連携ネットワークの構築

成年後見制度利用促進計画で定められた広報機能、相談機能、成年後見制度利用促進機能、後見人支援機能等を備えた、権利擁護支援の地域連携ネットワークを構築する。このネットワークを推進する中核機関を文京区社会福祉協議会に委託し、権利擁護センターとの有機的な連携を図りながら、福祉・法律の専門職による専門的助言等の確保、支援を必要とする区民の早期発見と継続的な支援に資する関係機関の連携体制の強化を図るとともに、市民後見人を含む後見人の担い手の育成等の検討を行うことで、制度の利用促進を図る。

1-6-6 高齢者虐待防止への取組強化

虐待を受けた高齢者の状況を確認し、保護等の必要な措置を講じる。

また、高齢者の権利擁護のため、広報啓発活動を進め虐待防止や早期発見を図る。

1-6-7 悪質商法被害等防止のための啓発及び相談

消費者の自立を支援することを目的に、消費者被害防止のための出前講座などを実施する。

また、消費者トラブルに関する消費者相談を行う。

2-1-1 居宅サービス

要支援・要介護状態になっても可能な限り在宅でその能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう訪問介護等のサービスを提供する。

2-1-2 施設サービス

在宅での生活が困難な方のための介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、在宅復帰に向けてリハビリを中心に行うための介護老人保健施設及び急性期の治療を終え長期の療養を行うための介護

療養型医療施設（介護医療院）に入所（入院）している要介護者に対し、それぞれの機能に応じたサービスを提供する。

2-1-3 地域密着型サービス

認知症高齢者や中重度の要介護高齢者等が、可能な限り住み慣れた自宅や、地域での生活が継続できるように、区が事業者の指定や監督を行い、地域の特性に合わせ、利用者のニーズにきめ細かく応えることで、住み慣れた地域での絆を失わない介護を実現する。

また、潜在的なニーズ等を把握、分析し、より実情にあった整備計画に基づき、民間事業者による効果的かつ効率的な施設整備を促進する。

2-1-4 事業者への実施指導・集団指導

居宅サービス事業者等に対し、適正化に係る制度周知のための研修会や実地指導及び監査を実施することにより、介護保険制度の円滑かつ適正な運営、介護保険サービスの質の向上及び介護サービス利用者の保護を図る。

2-1-5 介護サービス情報の提供

介護保険事業の適正・円滑な実施に資するため、居宅・通所・訪問・施設系の介護サービス事業者情報の収集・提供を行う。

2-1-6 給付費通知

適正な介護サービス及び総合サービス事業が提供されているか、利用者及びその家族が確認できるよう給付費通知を送付し、事業者の不正請求を防ぐとともに、介護給付費についての利用者の理解促進を図る。

2-1-7 公平・公正な要介護認定

介護保険サービスを必要とする申請者に対して、認定調査書と主治医意見書に基づき必要な介護及び支援の程度を「介護認定審査会」において、適正・客観的に判定を行う。

2-1-8 主任ケアマネジャーの支援

地域ケアマネジメント力向上の中核的役割を担う主任ケアマネジャーに対し、研修の実施や意見交換等の場の提供により資質向上を図るとともに、主任ケアマネジャーと連携し、ネットワーク構築や包括的・継続的ケアマネジメントの支援を行う。

2-1-9 福祉用具購入・住宅改修に係る利用者宅訪問調査

利用者の状態像に合った福祉用具購入・住宅改修が提供されているか、利用者宅へ訪問し調査する。

2-1-10 生活保護受給高齢者支援事業

支援員を配置し、生活保護受給者のうち介護サービス利用者宅を訪問し、介護サービスの利用状況等について確認する。併せて、それ以外の65歳以上宅を訪問し、生活状況を確認するとともに、受給者のニーズを踏まえた支援を行う。

2-2-1 高齢者自立生活支援事業

骨折や退院等により一時的に援助を要する方や、初期の認知症・精神疾患などにより生活への助言や指導が必要な方が、自立した生活を営むことができるように、一定期間ヘルパーを派遣し支援する。

2-2-2 高齢者日常生活支援用具の給付等事業

65歳以上で要介護又は要支援の認定を受けている方または総合事業対象者の被保険者証をお持ちの方で、日常生活を営むうえで支障がある高齢者に対し、用具の給付を行うことにより日常生活の利便を図る。

2-2-3 院内介助サービス

医療機関受診時に付添いが必要で、一定の要件を満たす高齢者に対し、受診時の待ち時間における付添い等のサービスを提供することにより、一人では通院が困難な高齢者の通院の機会を確保する。

2-2-4 高齢者訪問理美容サービス

65歳以上の在宅の方で、理美容店までの外出が困難な座位を保てない状態の方又は常に介護が必要な認知症の本人やその家族からの申請に基づき、訪問理美容券を発行し高齢者の理美容の機会を確保する。

2-2-5 高齢者紙おむつ支給等事業

65歳以上で身体状況の低下により失禁があり、おむつを使用している方に対し紙おむつの支給、又はおむつ費用の一部を助成し、精神的又は経済的負担の軽減を図る。

2-2-6 ごみの訪問収集

65歳以上のみの世帯、日常的に介助又は介護を必要とする方のみの世帯等、その他区長が特に必要であると認めた世帯のいずれかに該当する者のみで構成される世帯であって、自らごみ等を集積所に持ち出すことが困難で、身近な人の協力が得られない世帯に対して家庭の可燃ごみ・不燃ごみを、清掃事務所職員が戸別に玄関先またはドアの前から収集する。

2-2-7 歯と口腔の健康

成人の口腔衛生の保持健康を図り、かかりつけ歯科医を持つ機会を提供するため、歯周疾患検診を実施する。

また、疾病や障害等で歯科医院へ通院困難な在宅療養者に対して、歯科医師や歯科衛生士が自宅に訪問し、歯科健診及び予防相談指導を行い、在宅療養者の口腔衛生の向上を図る。

2-3-1 介護サービス事業者連絡協議会

介護サービス事業者相互間及び区との連携及び区民に適切な介護サービスの提供を行うため、協議会及び各部会を設置・運営する。

また、部会において、介護従事者の資質・実務能力向上に資する研修を実施する。

2-3-2 ケアマネジャーへの支援

在宅介護を支えるため、高齢者あんしん相談センターがケアマネジャーからの個別相談に応じるとともに、スキルアップのための研修会・勉強会を開催する。

2-3-3 ケアプラン点検の実施

居宅介護支援事業者が利用者の状態に応じたより良いケアプランの作成ができるよう、事業者ごとに個別指導を行う。

2-3-4 福祉サービス第三者評価制度の利用促進

福祉サービスを提供する事業者の第三者評価の受審を支援し、福祉サービスを利用する区民へのサービス選択のための情報提供の促進及び事業者の福祉サービスの質の向上を図る。

2-4-1 介護人材の確保・定着に向けた支援

介護人材の確保・定着を促進するため、介護職員に対する住宅費補助及び将来の担い手となる学生等を対象とした区内介護事業所等見学ツアーや出張講座、介護の魅力を伝えるイベント、啓発冊子の作成・配布等を行う。さらに、介護従事者の専門性の向上や職員の職場定着を目的とした資格取得支援や、新たな介護人材としての外国人の受け入れに対する支援など、包括的な事業を介護サービス事業者と連携し行う。

2-4-2 介護施設ワークサポート事業

シルバー人材センターに「介護施設お助け隊」を設置し、介護施設の臨時的又は軽易な業務を受け負うことで、高齢者の活躍の場の拡大とあわせ、介護人材不足を側面から支援する。

また、就業に興味のある高齢者を対象に、介護に関する基礎的な講義と就業体験を行うセミナーを開催し、福祉の担い手として活躍する元気高齢者の裾野を広げていく。

2-5-1 居住支援の推進

住宅確保要配慮者（高齢者、障害者、ひとり親世帯等住宅の確保に特に配慮を要する者）に対し、区内不動産店及び家主の協力を得ながら、住宅確保要配慮者の入居を拒まない民間賃貸住宅の確保を進めるとともに、様々な既存の住宅ストックを活用することで住宅確保要配慮者の円滑な入居を促進する。

また、住み慣れた地域でその有する能力に応じて自立した日常生活を営む住まい方ができるよう様々な機関と連携した支援をするとともに、文京区、不動産関係団体、居住支援団体で構成する「文京区居住支援協議会」において、相談支援等住まい方に関する支援を検討していく。

併せて、区営住宅、シルバーピア及び障害者住宅の適切な管理運営を行いつつ、入居者が継続的に安心して暮らすことができるよう関係機関と連携した支援を行うとともに、都営住宅等の募集に関する情報提供等を適切に行うことで、特に住宅に困窮する世帯に対する住まいの確保を図る。

2-5-2 高齢者住宅設備等改造事業

65歳以上で要介護又は要支援の認定を受けた方のうち、日常生活を営むうえで支障がある高齢者に対し、その方の居住する住宅の改造に係る費用の一部を給付することにより日常生活の安全性、利便性の向上を図る。

2-5-3 住宅改修支援事業

ケアマネジャーがついていない利用者が介護保険住宅改修費申請を行う場合に、申請に必要な「住宅改修が必要な理由書」を福祉住環境コーディネーター等が作成した際に、作成費用の補助を行う。

2-5-4 高齢者施設の整備（特別養護老人ホーム）

施設入所が必要な高齢者の増加に対応するため、公有地等の活用を図りながら民間事業者に対する支援を行い、特別養護老人ホームを整備する。

2-5-5 高齢者施設の整備（介護老人保健施設）

要介護状態の高齢者が在宅生活に復帰することを支援するため、民間事業者に対する支援を行い、在宅復帰を目的としたリハビリテーション中心の介護サービスを提供する介護老人保健施設を整備する。

2-5-6 旧区立特別養護老人ホームの大規模改修

老朽化が進んでいる旧区立特別養護老人ホームについて、施設入所が必要な高齢者を支援するための良好な環境の整備を推進するため、大規模改修を実施する。

2-5-7 緊急ショートステイ

介護や見まもりの必要な高齢者等の介護者が特別な理由で、一時的に介護が困難になった場合等に短期入所サービスを提供する。

2-5-8 公園再整備事業

区立の公園、児童遊園等をより安全・安心で快適なものとするため、「文京区公園再整備基本計画」に基づき、地域主体の区民参画による計画的な公園等の再整備を行う。

また、便器の洋式化やバリアフリー対応等が必要な公衆・公園等トイレについても、高齢者をはじめ、障害者や子育てをしている人などの利用に配慮した整備を推進する。

2-5-9 文京区バリアフリー基本構想の推進

文京区バリアフリー基本構想の重点整備地区別計画に位置付けた特定事業（具体的なバリアフリー事業）の進捗管理を行うとともに、道路や施設等のバリアフリー化を一体的に推進する。

2-5-10 文京区福祉のまちづくりに係る共同住宅等整備要綱に基づく指導

高齢者や障害者を含めた全ての人が、安全、安心、快適に共同住宅等で生活できるよう、その整備に関する基準を定めることにより、福祉のまちづくりを推進する。

2-5-11 道のバリアフリーの推進

高齢者や障害者など、だれもが積極的に社会参加できるよう、文京区バリアフリー基本構想に基づき、生活関連経路について、歩道の拡幅、段差解消、視覚障害者誘導用ブロックの設置など、道路整備を行い、すべてのひとにやさしい道路の実現を図る。

3-1-1 健康相談

区民が自らの健康状態を把握できるよう、必要に応じ、血圧測定、尿検査、血液検査などを行う健康診断を実施する。

3-1-2 健康診査・保健指導

40歳以上の国民健康保険の被保険者及び後期高齢者医療制度に加入する区民等を対象として、メタボリックシンドロームに着目した、特定健康診査・特定保健指導を継続実施し、生活習慣病の発症や重症化を予防する。

3-1-3 高齢者向けスポーツ教室

60歳以上の区内在住者を対象として、高齢者水中ウォーキング教室、シニア健康体操教室及び高齢者水泳+健康体操教室を実施する。

3-1-4 高齢者いきいき入浴事業

閉じこもり予防や健康増進のため、区内公衆浴場を活用してシニア入浴事業を実施し、高齢者の交流の場とする。

3-1-5 高齢者クラブ活動（健康づくり）に対する支援

ペタンク大会・輪投げ大会や健康体操教室、都のシニア健康フェスタなど健康事業への参加など、会員相互の親睦を深め健康増進を図る活動を継続的に行っている。これらの、介護予防や健康寿命の延伸に資する健康づくり活動に対して支援する。

3-2-1 訪問型・通所型サービス

地域における自立した生活を支えるため、訪問型・通所型サービスや多様な主体の参加による様々なサービスを提供する。

3-2-2 短期集中予防サービス

生活機能等の低下が見られる高齢者に対して、筋力向上、口腔機能向上、栄養改善の複合型プログラムを実施する。

3-2-3 介護予防ケアマネジメントの実施

要支援者及び基本チェックリストで該当した対象者に対し、心身の状態や生活機能等を把握・分析するとともに、個々の目標を記載した介護予防サービス・支援計画書を策定・交付する。対象者の状況等を適宜モニタリング・評価し、必要に応じてサービス計画の見直し、サービス事業者等との調整や助言を行う。

3-2-4 介護予防把握事業

介護認定を受けていない75歳以上84歳以下の高齢者に「基本チェックリスト」を送付し、生活機能等に低下が見られるか把握するとともに、自身の心身や生活機能等の状態を知ること、介護予防に取り組む契機とする。

3-2-5 介護予防普及啓発事業

文の京介護予防体操、介護予防教室、介護予防講演会、出前講座、介護予防展等を実施して介護予防の重要性を周知するとともに、すべての高齢者が介護予防に取り組むきっかけづくりと取組の機会を提供する。

3-2-6 介護予防ボランティア指導者等養成事業

地域で支える介護予防の担い手として、文の京介護予防体操推進リーダーや転倒骨折予防教室ボランティア指導員等の養成を図る。

3-2-7 文の京フレイル予防プロジェクト

高齢者の虚弱（フレイル）を予防するため、フレイルチェックなどの継続的な取組を、区内の住民主体の通いの場と連携して実施する。フレイルチェックは、健康運動指導士等の専門職からなる「フレイルトレーナー」と、専門の研修を受けた一般区民からなる「フレイルサポーター」が中心となって運営する。

3-2-8 生活支援体制整備

社会福祉協議会に配置する生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の活動を支援し、多様な事業主体による重層的な生活支援サービスの提供体制の構築支援、資源開発、ネットワーク構築、ニーズと取組のマッチングなどを推進する。【社会福祉協議会実施事業】

3-2-9 地域介護予防支援事業（通いの場）

介護予防のための体操等とともに、住民同士の助け合い・支え合い活動を積極的に推進していく。【社会福祉協議会実施事業】

3-2-10 地域リハビリテーション活動支援事業

住民主体の通いの場等の地域の介護予防活動にリハビリテーション専門職を派遣し、専門職としての知見を活かした介護予防に関する技術的な助言、指導等を行い、地域の自主的な介護予防活動を支援する。

3-3-1 アカデミー推進計画に基づく各種事業

アカデミー推進計画に基づく各種事業の実施により、豊かな学びの場を提供する。

3-3-2 文京いきいきアカデミア（高齢者大学）

高齢者が継続的に学ぶ機会を提供するとともに、高齢者同士の親睦を図ることを目的として、2年制の講座を実施する。

3-3-3 生涯にわたる学習機会の提供

バラエティに富んだ魅力的な生涯学習プログラムを提供し、区民の様々なニーズに対応した生涯学習の機会を提供する。

3-3-4 高齢者クラブ活動（学習と交流）に対する支援

専門の講師を招いて行う教養講演会や各クラブの教室、秋に行う「いきいきシニアの集い」の作品展示や「芸能大会」での演目披露、区内学生との協働事業「健康まち歩き」の実施などの活動を継続的に行っている。これらの、いきがい向上に資する学習や交流活動に対して支援する。

3-3-5 いきがいづくり世代間交流事業

高齢者同士や多世代交流を通じた高齢者の生きがいや健康の向上を図るため、区内大学の協力により学生と高齢者が交流しながら行う「健康まち歩き」や、高齢者クラブ等の作品展示や活動紹介、教室事業をクラブ会員と学生ボランティアの運営支援で行う「いきいきシニアの集い」等を実施する。

3-3-6 いきがいづくり文化教養事業

高齢者の生きがい向上及び閉じこもり予防を図るため、元気ではつらつカラオケ体操教室や囲碁・将棋交流会等を実施する。

3-3-7 いきがいづくり敬老事業

高齢者の生きがいや健康の向上、閉じこもり予防を図るため、高齢者マッサージサービスや、高齢者クラブが日頃の活動場所で舞踊や歌の発表などを行う「敬老の日の集い」等を実施する。

3-3-8 ふれあいいきいきサロン

外出の機会が少なくなりがちな高齢者、障害者及び子育て世代等が、食事会やおしゃべり等の楽しむ場を通して地域で交流を深め、孤立を予防するとともに地域の中で支え合い、だれもが安心して

て楽しく暮らせるようにするため、住民主体のサロンづくりを支援する。【社会福祉協議会実施事業】

3-3-9 福祉センター事業

高齢者の仲間づくりや教養の向上・健康維持を目的に、健康維持や介護予防に資する事業、交流事業、入浴サービス事業、健康相談事業、総合福祉センター祭り等を実施する。

3-3-10 長寿お祝い事業

長年にわたり社会に尽力してきた高齢者に敬意を表し、長寿と健康を願って、民生委員の協力のもと、敬老のお祝いを贈呈する。新たに100歳となる人には、誕生日前後に訪問の上、贈呈を行う。

3-3-11 シルバーセンター等活動場所の提供

高齢者の生きがい向上及び健康の維持増進等を図るため、高齢者団体に趣味の活動や会議の場としてシルバーセンター及び福祉センターを提供する。

4-1-1 避難行動要支援者への支援

災害時の避難行動に支援を要する者に対して、安否確認、避難誘導等を適切に行うため、支援者や関係機関との連携強化による状況把握等を実施し、支援体制の充実を図る。

また、災害時の停電等により、生命の危険を及ぼす可能性のある在宅人工呼吸器使用者については、東京都在宅人工呼吸器使用者災害時支援指針に基づき災害時個別支援計画を策定するなど、災害時の安全確保のための支援体制を整えていくとともに、多様な障害特性に合わせた支援内容の検討を行っていく。

4-1-2 災害ボランティア体制の整備

災害時に被災者支援のボランティア活動を円滑に進めるため、災害ボランティアセンターの体制の整備に努め、平常時から関係機関との連携を進め、安心して暮らせる仕組みづくりに努める。【社会福祉協議会実施事業】

4-1-3 高齢者緊急連絡カードの整備

区、民生委員、話し合い員及び高齢者あんしん相談センターが、65歳以上のひとり暮らしの高齢者や80歳以上の高齢者のみの世帯の緊急連絡先やかかりつけ病院などの情報を共有し、緊急事態に適切に対応する。

4-1-4 救急通報システム

おおむね65歳以上のひとり暮らし等の方で身体上慢性疾患がある方が、家の中における急病などの救急時に、ペンダントボタンを押すことにより速やかな救援を行う。

4-1-5 福祉避難所の拡充

避難所で避難生活が著しく困難な方を一時的に受け入れ、保護するための二次避難所である福祉

避難所について、区内に存する福祉関連施設等と連携・協力して設置箇所数の拡大を図るとともに、福祉避難所が機能するよう設置及び運営方法に関する検討を進める。

4-2-1 耐震改修促進事業

建築物の所有者が建物の耐震性能を把握し、耐震改修を行えるよう、耐震診断、耐震設計及び改修工事等の費用助成を行う。高齢者又は障害者が居住する木造住宅に対しては、助成の補助率と補助金上限額を優遇する。

4-2-2 家具転倒防止器具設置費用助成

災害時に、負傷の原因や避難・救出の障害となる家具の転倒・落下・移動等を防止するため、避難行動要支援者世帯等における家具の転倒等防止器具の購入・設置にかかる費用を助成し、自宅における減災対策を推進・啓発する。

4-3-1 事業継続計画マニュアル等の作成支援

災害時、迅速かつ適切な対応により介護保険施設や事業所を運営する事業者が入所者や利用者を災害から守るため、事業継続計画や災害対応マニュアルの作成や更新を支援する。

4-3-2 介護サービス事業者連絡協議会を通じた災害等に関する情報提供

介護サービス事業者連絡協議会において、区の災害に関する取組や必要な情報を提供するとともに研修会を実施する。

4 地域包括ケアシステム実現に向けた重点的取組事項（案）

①在宅医療・介護連携の推進

- ア) 在宅医療や介護サービスに関する普及啓発
- イ) 地域における医療・介護資源等の把握
- ウ) 医療・介護関係者の情報共有の支援

②認知症施策の推進

- ア) 認知症に関する正しい知識・理解の普及啓発
- イ) 切れ目なく適切な支援につなげる仕組みづくり
- ウ) 認知症の本人や家族を支える地域のネットワークキングづくり

③フレイル予防・介護予防の取組の推進

- ア) フレイル予防・介護予防の普及啓発
- イ) 高齢者の社会参加による助け合い・支え合い
- ウ) 医療専門職等の関与による効果的な取組の推進

④地域での支え合い体制づくりの推進

- ア) 社会的役割を担うことによる高齢者の生きがいづくり
- イ) 住民主体の通いの場等の拡充
- ウ) 地域ケア会議の推進

⑤高齢者あんしん相談センターの機能強化

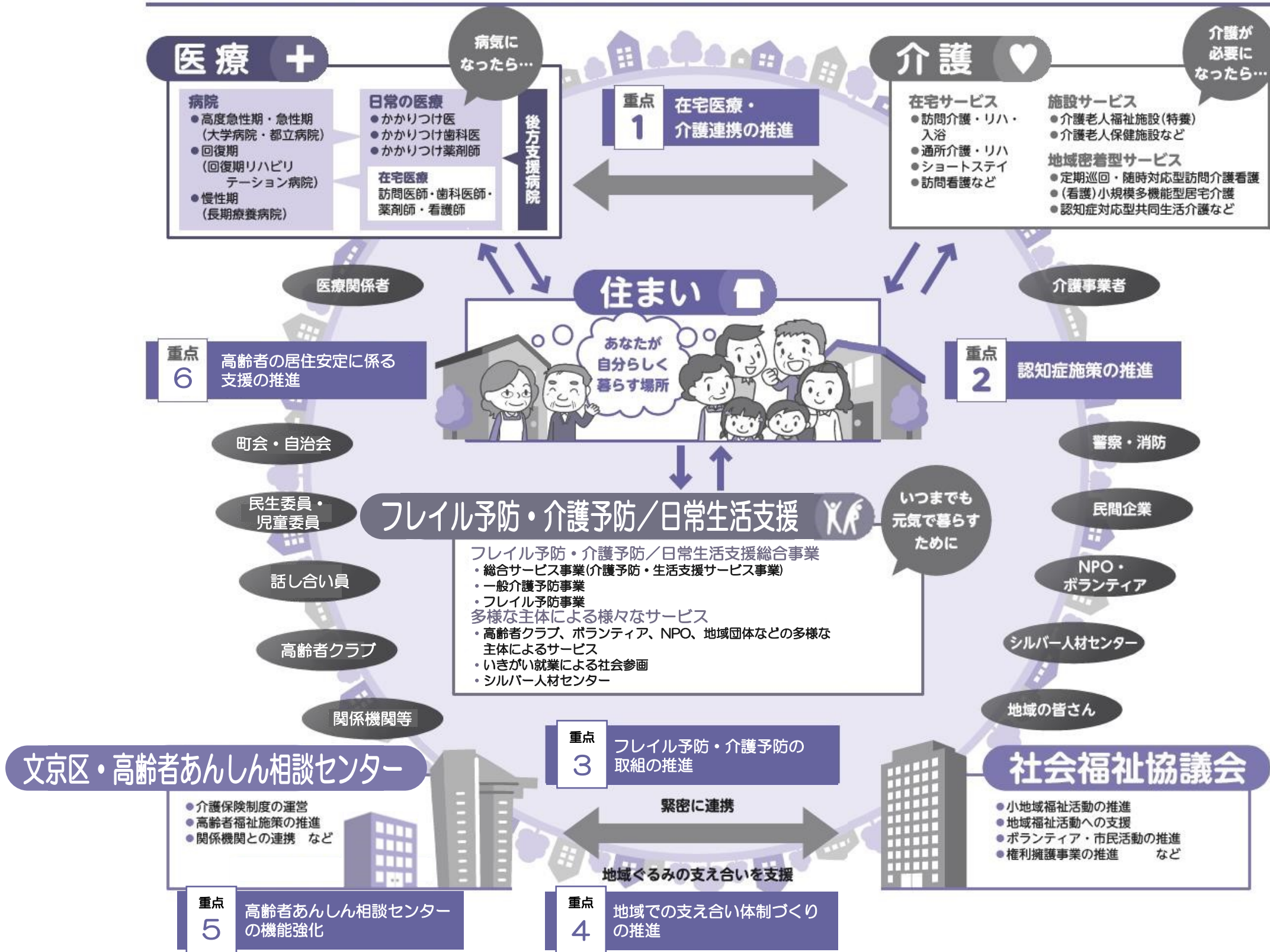
- ア) 適切な人員体制の確保
- イ) 高齢者あんしん相談センターと区との連携強化
- ウ) 他の相談支援機関との連携強化

⑥高齢者の居住安定に係る支援の推進

- ア) 既存の住宅ストックを活用した高齢者の住居確保
- イ) 文京区居住支援協議会の設置
- ウ) 公営住宅の管理運営

[資料] 文京区が描く「地域包括ケアシステム」のイメージ図(案)

～ 高齢者が住み慣れた地域で、安心して暮らせる地域づくりの実現 ～



地域包括ケアシステムとは

高齢者の尊厳を守り、可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した生活を可能としていくため、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制を「地域包括ケアシステム」と呼んでいます。

文京区は、地域ぐるみの支え合いによって、地域包括ケアシステムの構築が一層推進されるよう、社会福祉協議会と緊密に連携し、一体となって地域づくりの取組を推進していきます。

地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組

- ① 在宅医療・介護連携の推進
- ② 認知症施策の推進
- ③ フレイル予防・介護予防の取組の推進
- ④ 地域での支え合い体制づくりの推進
- ⑤ 高齢者あんしん相談センターの機能強化
- ⑥ 高齢者の居住安定に係る支援の推進

区民の皆さんとともに進める地域づくり

高齢になっても、いつまでも住み慣れた地域で自立した暮らしができるよう、自助・互助・共助・公助の組み合わせによって文京区全域で支え合える地域づくりを進めています。

区民の皆さん一人ひとりが、自分のために、家族のために、誰かのために、できることを探して何かをはじめませんか。

何かをはじめること誰かとつながり、誰かとつながることで地域とつながり、文京区全域で高齢者を穏やかにまもりながら、安心して暮らせる地域づくりをともに進めていきましょう。



障害者・児計画の検討状況について

1 障害者部会の開催状況

- 第1回(令和2年6月19日(金)) (書面開催)
- ・新たな障害者・児計画の策定について
 - ・文京区の障害者・児の現状について
 - ・障害者・児計画(平成30年度～令和2年度)の進捗状況
 - ・次期障害者・児計画の主要項目と方向性(案)について
- 第2回(令和2年7月17日(金))
- ・次期障害者・児計画の主要項目と方向性について
 - ・次期障害者・児計画の体系(案)について

2 計画の検討状況

別添のとおり

* 別添の資料は、現時点での検討状況であり、今後検討を進める中で内容が変わることがあります。

3 今後の検討予定

令和2年	8月	第3回障害者部会	(中間のまとめ(たたき台)の検討)
	9月	第4回障害者部会	(中間のまとめの検討)
	10月	第4回文京区地域福祉推進本部	(中間のまとめの検討)
	11月	第4回文京区地域福祉推進協議会	(中間のまとめの検討)
		令和2年11月定例議会報告	(中間のまとめの報告)
	12月	パブリックコメント、区民説明会	
令和3年	1月	第5回障害者部会	(最終案の検討)
	1～2月	第5回文京区地域福祉推進本部	(最終案の検討)
		第5回文京区地域福祉推進協議会	(最終案の検討)
	2月	令和3年2月定例議会報告	(最終案の報告)
	3月	計画策定	

1 主要項目及びその方向性

地域のあらゆる住民が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいと共に創り、高めあうことができる地域共生社会の実現に向けた支援体制の整備を推進するために、区が今後3か年で推進していく主要項目を以下の5つに分類しました。各項目について方向性を掲げ、その達成に向けた取り組みを進めていきます。

(1) 自立に向けた地域生活支援の充実

- 障害の特性や状況に応じた適切な障害福祉サービス等を提供するため、個に応じた日常生活への支援を進めます。
- 障害者が地域で生活する場を確保し、障害者が自ら望む生活を営むためのサービス基盤を整備していきます。
- 障害者施設入所者や病院に入院している障害者に対して、地域移行や地域定着に向けた支援を行います。
- 障害福祉サービスの安定的な質・量を確保するために、事業者への支援・指導を行います。

(2) 相談支援の充実と権利擁護の推進

- 地域における相談支援の中核的な拠点となる障害者基幹相談支援センターと地域生活支援拠点等の関係機関が連携を図りながら、専門的かつ継続的な支援を可能にする体制作りを充実させていきます。
- 障害者虐待の防止と養護者への支援を推進するとともに、障害者虐待を地域で防止するためのネットワークづくりを進めます。
- 障害者本人の意思が尊重され、安心して地域生活を送ることができるように、権利擁護の促進や成年後見制度のさらなる普及啓発を行っていきます。
- 障害者差別解消支援地域協議会において相談事例を共有し、関係機関・区民への周知啓発を図ります。

(3) 安心して働き続けられる就労支援

- 障害者本人の個々の状況やニーズに対応するため、障害者就労支援センターを中心として、本人、家族、職場に対する総合的で専門性の高い相談・支援体制を構築していきます。
- 障害の特性や個性に合わせた多様な働き方ができるよう、障害者が働きやすい環境の整備や就労機会の拡大に向けた普及・啓発活動を充実することで、企業側の理解と受け入れ体制の整備に向けた支援を進めていきます。
- 多くの障害者がより長く働き続けられるよう、就労に伴う生活面の課題への対応等の職場定着支援を推進していきます。
- 施設や作業所での作業内容の充実と工賃の向上に向けた取り組みを行うことで、福祉的就労における支援の充実を図ります。

(4) 子どもの育ちと家庭の安心への支援

- 障害の早期発見、早期療育に向けた取組みを進めるとともに、子どもとその家族を含めた相談支援の充実を図ります。
- 子どもの成長段階に応じた適切な支援を進めるとともに、切れ目のない支援を行うため、関係機関との連携の強化を図っていきます。
- 障害のある子どもの過ごす場を広げ、障害のあるなしにかかわらず、共に地域で育つ環境づくりを進めていきます。
- 就学児に対して、生活能力向上のために必要な訓練や社会との交流促進を図るための居場所づくりを行っていきます。
- 医療的ケア児が身近な地域で必要な支援が受けられるように関係機関と連携し、支援の充実を図っていきます。

(5) ひとにやさしいまちづくりの推進

- 障害者を含め誰もが利用しやすいよう、区内の公共的施設・公園などユニバーサルデザインの考え方を取り入れた整備を進めていきます。
- 障害者にとって暮らしやすいまちとなるよう、「まちのバリアフリー（道路や歩道、公共的な施設・空間などのバリアフリー）」、「心のバリアフリー（学校や職場、地域等での障害者に対する理解の促進）」、「情報のバリアフリー（障害に応じた適切な媒体による情報の提供）」の3つのバリアフリーを推進します。
- 災害時や新たな感染症の拡大時等の緊急事態における障害特性に応じた支援体制を充実させていきます。
- 支え手・受け手の垣根を越えて、地域住民が主体となり、地域共生社会の構築に向けた支援体制の整備を進めていきます。

2 計画の体系

現時点では分野別計画間の調整を行っていないため、複数の計画の体系に位置づけられる事業の名称が計画間で異なっている場合があります。

また、検討中の事業については、掲載していない場合があります。

大項目	小項目	計画事業	
1 自立に向けた地域生活支援の充実	1 個に応じた日常生活への支援	1	居宅介護（ホームヘルプ）
		2	重度訪問介護
		3	同行援護
		4	行動援護
		5	重度障害者等包括支援
		6	生活介護
		7	療養介護
		8	短期入所（ショートステイ）
		9	補装具費の支給
		10	手話通訳者・要約筆記者派遣事業
		11	手話通訳者設置事業
		12	日常生活用具給付
		13	移動支援
		14	日中短期入所事業
		15	緊急一時介護委託費助成
		16	短期保護
		17	福祉タクシー
		18	地域生活安定化支援事業
		19	日中活動系サービス施設の整備
		20	地域生活支援拠点の整備
		21	共生型サービス
2 事業者への支援・指導	2 事業者への支援・指導	1	福祉サービス第三者評価制度の利用促進
		2	障害福祉サービス等事業者への指導・監査
		3	障害者施設職員等の育成・確保
		4	障害福祉サービス等事業者連絡会の運営
3 生活の場の確保	3 生活の場の確保	1	グループホームの拡充
		2	共同生活援助（グループホーム）
		3	施設入所支援
		4	自立生活援助

		5	居住支援の推進
	4 地域生活への移行及び地域定着支援	1	福祉施設入所者の地域生活への移行
		2	入院中の精神障害者の地域生活への移行
		3	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
		4	精神障害者の地域定着支援体制の強化
		5	地域移行支援
		6	地域定着支援
		7	退院後支援事業
	5 生活訓練の機会の確保	1	精神障害回復途上者デイケア事業
		2	地域活動支援センター
		3	自立訓練（機能訓練・生活訓練）
		4	難病リハビリ教室
	6 保健・医療サービスの充実	1	自立支援医療
		2	難病医療費助成
		3	障害者（児） 歯科診療事業
		4	在宅療養者等歯科訪問健診・予防相談指導事業
		5	精神保健・難病相談
	7 経済的支援	1	福祉手当の支給
		2	児童育成手当(障害手当)の支給
		3	利用者負担の軽減

大項目	小項目	計画事業	
2 相談支援の充実と権利擁護の推進	1 相談支援体制の整備と充実	1	総合的な相談支援体制の構築
		2	計画相談支援
		3	地域移行支援 【再掲】
		4	地域定着支援 【再掲】
		5	相談支援事業
		6	地域自立支援協議会の運営
		7	障害者基幹相談支援センターの運営
		8	身体障害者相談員・知的障害者相談員
		9	障害福祉サービス等の情報提供の充実
		10	地域安心生活支援事業
		11	意思決定支援の在り方の検討
		12	小地域福祉活動の推進
		13	民生委員・児童委員による相談援助活動【再掲】
		14	地域生活支援拠点の整備【再掲】
		15	文京区版ひきこもり総合対策

2 権利擁護・成年後見等の充実	1	福祉サービス利用援助事業の促進
	2	法人後見の受任
	3	権利擁護支援に係る地域連携ネットワークの構築
	4	成年後見制度利用支援事業
	5	福祉サービスに対する苦情申立・相談対応の充実
	6	障害者・児虐待防止対策支援事業
	7	障害者差別解消支援地域協議会の運営

大項目	小項目	計画事業	
3 安心して働き続けられる就労支援	1 就労支援体制の確立	1	障害者就労支援の充実
		2	就労支援ネットワークの構築・充実
		3	就労促進助成事業
	2 職場定着支援の推進	1	就業先企業への支援
		2	安定した就業継続への支援
		3	就労者への余暇支援
		4	就労定着支援【再掲】
	3 福祉施設等での就労支援	1	福祉施設から一般就労への移行
		2	就労移行支援
		3	就労継続支援（A型・B型）
		4	就労定着支援
		5	福祉的就労の充実
		6	障害者優先調達推進法に基づく物品調達の推進
		7	日中活動系サービス施設の整備【再掲】
	4 就労機会の拡大	1	区の業務における就労機会の拡大
		2	障害者雇用の普及・啓発
		3	地域雇用開拓の促進

大項目	小項目	計画事業	
4 子どもの育ちと家庭の安心への支援	1 障害のある子どもの健全な成長	1	乳幼児健康診査
		2	発達健康診査
		3	総合相談事業の充実
		4	発達に関する情報の普及啓発
		5	在宅療養者歯科訪問健診・予防相談指導事業 【再掲】
	2 相談支援の充実と関係機関の連携の強化	1	児童発達支援センターの運営
		2	多様な支援機関の連携
		3	医療的ケア児支援体制の構築
		4	医療的ケア児支援調整コーディネーターの配置
		5	切れ目のない支援体制の充実
		6	個別の支援計画の作成
		7	専門家アウトリーチ型支援
		8	障害児相談支援
		9	医療的ケア児在宅レスパイト事業
		10	障害児通所支援事業所における重症心身障害児の支援充実に向けた検討
	3 乳幼児期・就学前の支援	1	児童発達支援
		2	医療型児童発達支援
		3	居宅訪問型児童発達支援
		4	保育所等訪問支援
		5	文京版スターティング・ストロング・プロジェクト 【再掲】
		6	保育園障害児保育
		7	幼稚園特別保育
		8	就学前相談体制の充実
		9	総合相談事業の充実 【再掲】
		10	専門家アウトリーチ型支援 【再掲】
		11	障害児通所支援事業所の整備
	4 学齢期の支援	1	総合相談事業の充実 【再掲】
		2	特別支援教育の充実
		3	育成室の障害児保育
		4	個に応じた指導の充実
		5	専門家アウトリーチ型支援 【再掲】
		6	放課後等デイサービス
		7	居宅訪問型児童発達支援 【再掲】
		8	障害児通所支援事業所の整備 【再掲】
	5 障害の有無	1	保育園障害児保育 【再掲】

に関わらず、地域で過ごし育つ環境づくり	2	幼稚園特別保育【再掲】
	3	育成室の障害児保育【再掲】
	4	ぴよぴよひろば（親子ひろば事業）
	5	子育てひろば
	6	児童館
	7	b-lab（文京区青少年プラザ）
	8	文京版スターティング・ストロング・プロジェクト

大項目	小項目	計画事業	
5 ひとにやさしいまちづくりの推進	1 まちのバリアフリーの推進	1	文京区バリアフリー基本構想の推進
		2	道のバリアフリーの推進
		3	文京区福祉のまちづくりに係る共同住宅等整備要綱に基づく指導
		4	総合的自転車対策の推進
		5	公園再整備事業
		6	コミュニティバス運行
		7	ごみの訪問収集
	2 心のバリアフリーの推進	1	障害及び障害者・児に対する理解の促進（理解促進研修・啓発事業）
		2	障害者週間記念行事「ふれあいの集い」の充実
		3	障害者事業を通じた地域参加
		4	障害者差別解消に向けた取組の推進
	3 情報のバリアフリーの推進	1	情報提供ガイドラインに即した情報発信の推進
		2	情報バリアフリーの推進
		3	図書館利用に障害のある方への図書館資料の貸出
	4 防災・安全対策の充実	1	ヘルプカードの普及啓発
		2	避難行動要支援者への支援
		3	福祉避難所の拡充
		4	避難所運営協議会の運営支援
		5	災害ボランティア体制の整備
		6	耐震改修促進事業
		7	家具転倒防止器具設置費用助成
		8	緊急通報・火災安全システムの設置
	5 地域との交流及び文化活動・スポーツ等への参加支援	1	障害者事業を通じた地域参加【再掲】
		2	地域に開かれた施設運営
		3	障害者週間記念行事「ふれあいの集い」の充実【再掲】
		4	心身障害者・児レクリエーション

	5	障害者スポーツ等の推進
6 地域福祉の 担い手への支援	1	ボランティア活動への支援
	2	手話奉仕員養成研修事業
	3	ふれあいいきいきサロン
	4	ファミリー・サポート・センター事業
	5	民生委員・児童委員による相談援助活動
	6	話し合い員による訪問活動
	7	自発的活動支援事業
	8	地域活動情報サイト

3 計画事業の概要

1-1-1 居宅介護（ホームヘルプ）

介護が必要な障害者・児に対して、自宅で入浴・排せつ・食事等の身体介護、調理・掃除・洗濯等の家事援助及び通院の介助を行い、自立した日常生活や社会生活を営むことができるように支援する。

1-1-2 重度訪問介護

重度の肢体不自由者又は重度の知的障害もしくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害者で、常に介護を必要とする人に、自宅における入浴・排せつ・食事の介護・調理・掃除・洗濯等の家事やその他生活全般にわたる援助、外出時における移動支援等を総合的に行い、自立した日常生活や社会生活を支援する。

1-1-3 同行援護

視覚障害により移動に著しい困難を有する障害者等につき、外出時において当該障害者等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護その他の便宜を図る。

1-1-4 行動援護

知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者等で、常に介護を必要とする人に、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、その他行動する際の必要な援助を行い、自立した日常生活や社会生活を支援する。

1-1-5 重度障害者等包括支援

常時介護を要し、その介護の必要の程度が高く、意思疎通を図ることに著しい支障のある障害者・児に対して、居宅介護その他の支援を包括的に行うことにより、身体能力や日常生活能力の維持を図る。

1-1-6 生活介護

常に介護を必要とする障害者に、昼間において、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作活動の提供等の支援を行い、日常生活能力の維持・向上を図る。

なお、本区における生活介護事業所の不足や就労移行支援事業の需要の低下に対応するため、現在、就労継続支援B型及び就労移行支援の多機能事業所として運営している区立小石川福祉作業所において、事業の変更を行い生活介護を実施する。

1-1-7 療養介護

医療及び常時の介護を必要とする障害者に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の支援を行い、また、医療を提供することで、身体能力や日常生活能力の維持・向上を図る。

1-1-8 短期入所（ショートステイ）

自宅で介護する人が病気や休養を要する場合に、障害者・児が施設等に短期入所し、入浴、排せつ、食事の介護、その他必要な支援を受けることで、在宅生活の支援と介護者の負担軽減を図る。

1-1-9 補装具費の支給

障害者・児に対し身体機能を補完又は代替し、長期間にわたり継続して使用される補装具の支給又は修理等にかかる費用を助成することにより、自立した日常生活の促進を図る。

1-1-10 手話通訳者・要約筆記者派遣事業

聴覚等の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害者・児に、手話通訳者・要約筆記者の派遣を行い、社会参加の促進を図る。

1-1-11 手話通訳者設置事業

聴覚障害者等が手話通訳を通じて意思の疎通を円滑に行い社会参加の促進を図るために、文京シビックセンター等に手話通訳者を設置する。

1-1-12 日常生活用具給付

重度の障害者・児に日常生活用具の給付及び住宅設備改善費用の助成を行うことにより、日常生活の便宜を図る。

1-1-13 移動支援

屋外での移動が困難な障害者・児に対して、ヘルパーによる外出のための必要な支援を行うことで、自立生活及び社会参加の促進を図る。

1-1-14 日中短期入所事業

自宅で障害者・児を介護する人が病気の場合等に、短期入所施設で、宿泊を伴わずに、日中の見守り・入浴・排せつ・食事の介護等を行い、在宅生活の支援と介護者の負担軽減を図る。

1-1-15 緊急一時介護委託費助成

障害者・児を日常的に介護している家族が、冠婚葬祭や疾病等の理由により一時的に介護を行うことが困難となったときに、障害者・児の家庭や介護人の家庭において介護を受けた場合又は育成室等の送迎の介護を受けた場合、その介護委託に要した費用の一部を障害者本人に助成する。

ただし、障害者の配偶者、直系血族及び同居親族を除く介護人の事前登録が必要となる。

1-1-16 短期保護

心身障害者・児の介護に当たっている家族等が疾病・事故・冠婚葬祭・出産・休養・学校行事等の理由で介護を行うことが困難な場合に、文京藤の木荘（文京槐の会内）において、家族に代わり時間単位で保護を行い、介護等の負担を軽減する。

1-1-17 福祉タクシー

身体障害者等の社会生活の利便性を図るとともに安心して外出ができるようにするため、福祉タクシー券の交付又は自動車燃料費の一部助成を行う。

1-1-18 地域生活安定化支援事業

文京地域生活支援センターあかり、エナジーハウス、地域活動支援センターみんなの部屋の3か所において、未治療者や治療中断のおそれのある精神障害者を対象として、通院同行、服薬見守り及び生活支援を行う。

1-1-19 日中活動系サービス施設の整備

障害者の就労支援や創作活動等に係る場をより確保するために、整備費補助制度の拡充により活用の推進を図るなどして、民間事業者誘致による日中活動系サービス施設整備を促進する。

1-1-20 地域生活支援拠点の整備

令和元年度を4年計画の初年度とし、本富士地区に整備した。主に相談支援と関係機関のネットワーク作りのために、地域自立支援協議会地域生活支援専門部会で地域課題等を検討し、3年度に駒込・富坂地区、4年度に大塚地区に整備する予定である。

本事業は、第6期障害福祉計画において成果目標に定められている事業である。

1-1-21 共生型サービス

共生型サービスは、介護保険又は障害福祉のいずれかの指定を受けている事業所が、もう一方の制度における指定を受けて提供するサービスであり、障害者総合支援法においては共生型生活介護、共生型居宅介護、共生型短期入所等が規定される。

1-2-1 福祉サービス第三者評価制度の利用促進

福祉サービスを提供する事業者の第三者評価の受審を支援し、福祉サービスを利用する区民へのサービス選択のための情報提供の促進及び事業者の福祉サービスの質の向上を図る。

1-2-2 障害福祉サービス等事業者への指導・監査

障害福祉サービス事業者等に対し、運営基準に沿った事業運営を行っているか実地指導を行い、障害福祉サービス等の適正な運営を図るとともに、指導検査体制の充実を図り、区の実情（社会福祉法人数、施設数、検査体制等）に応じた実地指導を行う。

1-2-3 障害者施設職員等の育成・確保

障害者施設従事者向けの研修会の実施等により、法改正等の国の動向についての理解促進や利用者支援における職員のスキルアップを図り、職員等の育成についての支援を行う。

また、移動支援従事者研修等への支援を行うことにより、福祉従事者の育成を図っていく。

なお、区で指定している移動支援従事者研修については、令和元年度までは1事業者で年間4回

実施していたが、令和2年度より2事業者で年間合計6回実施するとともに、研修を修了した者に対して区が受講料を助成し、研修参加者を増やすことにより人材確保に繋げていく。

1-2-4 障害福祉サービス等事業者連絡会の運営

区内の障害福祉サービス等事業者の事業者相互間及び区との連携の確保を図ること、また、障害者に適切な障害福祉サービス等の提供を行う体制を整備するための情報提供及び指導を行うことにより、各事業者が提供するサービスの質を高める。

本事業は、第6期障害福祉計画の成果目標に定められている事業である。

1-3-1 グループホームの拡充

障害者が地域の中で自立した生活を送れるよう、社会福祉法人等による障害者グループホーム整備費助成の拡充により活用を推進するほか、社会福祉法人等が民間アパート等を借り上げて障害者グループホームを開所する際の初期費用の助成を行うことにより、施設整備を促進する。

また、既存施設がサテライト方式※11により定員数を増やす場合も助成を行う。

1-3-2 共同生活援助（グループホーム）

障害者が共同生活を行う住居において、入浴・排せつ・食事の介護や相談など日常生活上の支援を行い、地域における自立した日常生活を支援する。

1-3-3 施設入所支援

施設に入所する障害者に、主として夜間等における入浴、排せつ、食事の介護等を行い、日常生活支援を図る。

1-3-4 自立生活援助

施設入所支援又は共同生活援助を受けていた障害者が居宅で自立した生活を営む上で生じた問題について、定期的な巡回訪問や随時通報により、障害者からの相談に応じ必要な情報提供、助言、援助を行う。

1-3-5 居住支援の推進

住宅確保要配慮者（高齢者、障害者、ひとり親世帯等住宅の確保に特に配慮を要する者）に対し、区内不動産店及び家主の協力を得ながら、住宅確保要配慮者の入居を拒まない民間賃貸住宅の確保を進めるとともに、様々な既存の住宅ストックを活用することで住宅確保要配慮者の円滑な入居を促進する。

また、住み慣れた地域でその有する能力に応じて自立した日常生活を営む住まい方ができるような様々な機関と連携した支援をするとともに、文京区、不動産関係団体、居住支援団体で構成する「文京区居住支援協議会」において、相談支援等住まい方に関する支援を検討していく。

併せて、区営住宅、シルバーピア及び障害者住宅の適切な管理運営を行いつつ、入居者が継続的に安心して暮らすことができるよう関係機関と連携した支援を行うとともに、都営住宅等の募集に関する情報提供等を適切に行うことで、特に住宅に困窮する世帯に対する住まいの確保を図る。

1-4-1 福祉施設入所者の地域生活への移行

福祉施設入所の障害者が、自ら選択した地域で自立した日常生活又は社会生活を営めるよう、障害福祉サービス等の支援を行い、地域生活移行を進める。

本事業は、第6期障害福祉計画の成果目標に定められているものであり、令和元年度の施設入所者数のうち、令和5年度末までに地域生活へ移行する者の見込み量の設定を求められている。よって、事業量は累計として記載する。

1-4-2 入院中の精神障害者の地域生活への移行

退院可能な入院中の精神障害者が、地域で自立した生活を送ることを可能にするため、地域相談支援サービスを活用しながら、保健師及び地域活動支援センターが入院中から地域生活への移行を支援する。

1-4-3 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

保健・医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するための議論を行う。

本事業は、第6期障害福祉計画の成果目標に定められている事業である。

1-4-4 精神障害者の地域定着支援体制の強化

在宅の精神障害者が地域で安定した生活を送るために、区内の福祉施設及び医療機関などの実務者を構成員とした連絡会を開催し、支援体制の強化を行う。

1-4-5 地域移行支援

障害者支援施設等に入所している障害者や、精神科病院に入院している精神障害者等に対して、住居の確保やその他地域における生活に移行するための活動に関する相談や、その他の必要な支援を行い、地域移行の促進を図る。

1-4-6 地域定着支援

単身者及び同居家族の高齢化等により家族の支援を受けられない地域の障害者に対して、常時連絡等が可能なサポート体制を整備し、地域定着を図る。

1-4-7 退院後支援事業

措置入院等で入院した者に対し、退院後、地域で自分らしく生活できるようにするために、必要な医療・福祉・介護・就労支援等の支援を実施する。

1-5-1 精神障害回復途上者デイケア事業

回復途上の精神障害者を対象に、対人関係などの障害を改善し社会復帰を目指すことを目的として、集団生活指導や生活技能訓練などの各種プログラムを用いた事業を実施する。

1-5-2 地域活動支援センター

区内5か所において、障害特性等に応じた創作的活動の提供等を行っている。

また、利用者の増加や地域活動支援センターに求められる役割の多様化が見込まれることから、その在り方についての検討を行う。

1-5-3 自立訓練（機能訓練・生活訓練）

障害者に対して一定期間、身体機能又は生活能力の維持・向上のために必要な訓練を行い、自立した日常生活又は社会生活ができるよう支援する。

1-5-4 難病リハビリ教室

在宅の難病患者を対象に、体操やレクリエーション、参加者同士の交流の機会を提供し疾病の理解やQOLの維持・向上を目指す。

1-6-1 自立支援医療

心身の障害の状態の軽減を図り、必要な医療についての支援を行うことで、障害者・児の自立した日常生活又は社会生活を推進する。

1-6-2 難病医療費助成

認定疾病に罹患している難病患者等に対し、医療保険・介護保険を適用した医療費から患者一部自己負担額を控除した額を助成することにより、経済的負担の軽減を図る。

また、難病患者及びその家族の生活の質（QOL）を向上するため、難病医療費等助成制度申請の際に保健師が面接を行い、在宅療養の相談や社会資源活用の支援を実施する。

1-6-3 障害者（児）歯科診療事業

障害者（児）等で口腔疾患の予防と治療・口腔機能の改善を必要としている方を対象に、歯科治療や各種相談等を行い、障害者等に歯科診療の機会を提供し、障害者の口腔衛生の向上を図る。また、高次医療機関や地域のかかりつけ医へも繋げていく。

1-6-4 在宅療養者等歯科訪問健診・予防相談指導事業

疾病や障害等で歯科医院へ通院困難な在宅療養者に、歯科医師や歯科衛生士が自宅に訪問し、歯科健診・予防相談指導を行い、在宅療養者の口腔衛生の向上を図る。

1-6-5 精神保健・難病相談

精神科医による専門相談及び保健師による所内相談や家庭訪問を行い、地域の精神障害者及び難病患者等、家族、区民に対し予防から社会復帰まで総合的に支援する。

1-7-1 福祉手当の支給

心身に障害のある方に対し、自立した社会生活を送るための一助となるように、心身障害者等福祉手当・精神障害者福祉手当（区制度）・特別障害者手当等（国制度）・重度心身障害者手当（都制度）

を支給する。(ただし、所得制限あり。)

1-7-2 児童育成手当(障害手当)の支給

障害のある子どもを養育している家庭に対し、児童育成手当を支給する。児童の心身の健やかな成長に寄与することを趣旨として、児童について児童育成手当を支給することにより、児童の福祉の増進を図ることを目的とする。(ただし、所得制限あり。)

1-7-3 利用者負担の軽減

障害福祉サービス等の利用者負担に対し、様々な軽減策を実施することで利用者負担の軽減を図る。

現在、区が行っている負担軽減策として、非課税世帯の負担の無料化(平成22年度より)等を実施している。

また、平成26年度から国が実施している、就学前の障害児通所施設に係る利用者負担の多子軽減措置に加え、区独自の助成制度を開始することで利用者負担の軽減を図っている。

その他、区立障害者施設の給食費や、移動支援等の地域生活支援事業の利用者負担等については、区における負担軽減を継続して実施しており、適切な対応によって障害福祉サービスの利用を支援する。

2-1-1 総合的な相談支援体制の構築

障害者・児やその家族等が抱える多様なニーズや困りごとに対する相談に対し、障害者基幹相談支援センターを始め、区の窓口や保健所等の関係機関が連携しながら、専門的かつ総合的な相談支援を実施するためのネットワーク体制を構築する。

2-1-2 計画相談支援

障害者・児のニーズに基づくサービス等利用計画(サービス利用支援・継続サービス利用支援)の作成と評価を行い、課題の解決や適切なサービス利用に向けて、よりきめ細やかな支援を行う。

2-1-3 地域移行支援 【再掲 1-4-5参照】

2-1-4 地域定着支援 【再掲 1-4-6参照】

2-1-5 相談支援事業

区の窓口や指定特定相談支援事業所、指定一般相談支援事業所等において、障害者等の福祉に関する各般の問題について障害者・児やその家族からの相談に応じ、必要な情報の提供や障害福祉サービスの利用支援を行うとともに、障害者・児の権利擁護のために必要な援助を行う。

また、障害者基幹相談支援センターにおいては、地域の相談事業者等への助言・人材育成等により地域の相談体制の機能強化を図る。

なお、本事業は、第6期障害福祉計画において成果目標に定められている事業である。

2-1-6 地域自立支援協議会の運営

障害者等が自立した生活を営むことができるよう、関係機関等と連絡を図ることにより障害福祉に関する課題について協議を行い、地域の障害者等を支援する方策を推進していく。

また、この協議会の下に設置される、相談支援専門部会、就労支援専門部会、権利擁護専門部会、障害当事者部会、地域生活支援専門部会において、支援体制等についての協議を重ねていく。

2-1-7 障害者基幹相談支援センターの運営

障害者等が住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるよう、地域の特性や障害者等の状況に応じたきめ細かな総合相談支援を実施し、障害者の権利擁護や地域移行・地域定着に関する取り組み及び関係機関とのネットワーク構築など、支援体制の強化等を推進する相談支援活動の拠点として事業運営を行う。

2-1-8 身体障害者相談員・知的障害者相談員

区長から委嘱された民間の相談員が、障害者・児やその家族からの相談に応じて助言・指導を行い、諸問題解決の支援を行う。

2-1-9 障害福祉サービス等の情報提供の充実

障害者制度の改正等国の動向を踏まえながら、障害者や家族等が必要とする障害福祉サービス等について迅速・的確に情報を提供していく。

また、ホームページでの情報提供に際しては、分かりやすく、かつ必要とする情報を探しやすいホームページ作りを行っていく。

2-1-10 地域安心生活支援事業

精神障害者が地域で安心して暮らしていくことができるよう、相談等支援体制の充実に努め、休日を含め24時間緊急対応等を行うとともに、病院から地域生活への移行や定着の支援を進める。

2-1-11 意思決定支援の在り方の検討

自己決定が困難な障害者に対する支援の枠組みや方法等について、地域自立支援協議会権利擁護専門部会等において、支援体制等について検討を行う。

2-1-12 小地域福祉活動の推進

地域福祉コーディネーターを配置し、町会・自治会単位の小地域で起きている課題を掘り起こし、その解決に向けた取り組みを地域の人とともに考え、関係機関等と連携をすることで「個別支援」や「地域の生活支援のしくみづくり」を行い、地域の支えあい力を高める。

また、地域で解決できない問題や、既存の制度・サービスがない課題を解決する仕組みづくりを行う。【社会福祉協議会実施事業】

2-1-13 民生委員・児童委員による相談援助活動【再掲 5-6-5参照】

2-1-14 地域生活支援拠点の整備【再掲 1-1-20参照】

2-1-15 文京区版ひきこもり総合対策

ひきこもり状態にある方の自立を支援するため、義務教育終了後の全年齢の方を対象に「ひきこもり等自立支援事業（STEP事業）」（Support 支援／Talk 相談／Experience 経験／Place 居場所）を行う。

また、「文京区ひきこもり支援センター」を設置し、ひきこもり支援の総合窓口として、ご本人やご家族等からの相談を受けるとともに、関係機関と連携しながら支援を行う。

2-2-1 福祉サービス利用援助事業の促進

高齢、知的障害、精神障害などにより判断が難しいため、日常生活で支援が必要とする方に対し、福祉サービスの利用支援、日常的な金銭管理及び重要書類預かり等を行うことにより、在宅生活が継続できるよう支援する。【社会福祉協議会実施事業】

2-2-2 法人後見の受任

成年後見人を必要としながら適切な後見人を得られない区民を対象に、成年後見人を受任する法人後見を実施する。【社会福祉協議会実施事業】

2-2-3 権利擁護支援に係る地域連携ネットワークの構築

成年後見制度利用促進計画で定められた広報機能、相談機能、成年後見制度利用促進機能、後見人支援機能等を備えた、権利擁護支援の地域連携ネットワークを構築する。このネットワークを推進する中核機関を文京区社会福祉協議会に委託し、権利擁護センターとの有機的な連携を図りながら、福祉・法律の専門職による専門的助言等の確保、支援を必要とする区民の早期発見と継続的な支援に資する関係機関の連携体制の強化を図るとともに、市民後見人を含む後見人の担い手の育成等の検討を行うことで、制度の利用促進を図る。

2-2-4 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の利用に要する費用のうち、申立てに要する経費を負担することが困難である者に対し、その費用を助成する。【社会福祉協議会実施事業】

また、後見人等の報酬に係る費用を負担することが困難である者に対し、その費用を助成する。

2-2-5 福祉サービスに対する苦情申立・相談対応の充実

福祉サービスの利用にあたり、利用契約やサービス内容について、サービス提供事業者への苦情や要望を受け付け、中立・公正な立場で、解決に向けた支援に努める。

また、福祉サービス苦情等解決委員会を設置し、必要に応じて中立・公正な専門委員による仲介や調査により、解決を図る。【社会福祉協議会実施事業】

2-2-6 障害者・児童虐待防止対策支援事業

区民向けの講演会の開催や障害者虐待防止リーフレットの配布、障害者施設等従事者への研修会等を通じて広報・啓発活動を進め、障害者虐待防止や早期発見を図る。

障害者虐待の通報窓口や相談を受ける障害者虐待防止センターにおいては、虐待の防止や早期発見、虐待を受けている可能性のある対象者の安全確保と事実確認等の迅速な対応を行う。

また、障害者基幹相談支援センターをはじめ、対象者の年齢に応じて子ども家庭支援センターや高齢者あんしん相談センターと連携しながら適切な支援を行うとともに、園や学校、福祉施設など、その他関係する機関との協力体制の整備等、支援体制の強化を図っていく。

2-2-7 障害者差別解消支援地域協議会の運営

地域の関係機関等が委員となり、障害を理由とする差別に関する相談等の事例共有や障害者差別解消条例に関する検討等、差別を解消するための取組について協議を行う。

3-1-1 障害者就労支援の充実

障害者の社会参加と自立を促進するため、就労に関する相談・支援等について、障害者就労支援センターを中心に実施する。多様化している障害特性や働き方へのニーズに応じた専門性の高い支援やコーディネート力の強化、増加する新規登録者・就労者に対する定着支援、生活支援等、地域の拠点としての機能の充実を図る。

3-1-2 就労支援ネットワークの構築・充実

地域自立支援協議会就労支援専門部会や事業所ネットワーク（就労支援者研修会）等を活用し、就労支援や雇用の情報等の共有化を図るとともに、関係機関の人的交流の機会の実施や、将来的な地域の就労支援の人材育成を行う。また、地域の福祉・保健・教育・労働等の連絡会への参加を通して、就労した後の障害者の生活を地域全体で支える仕組みづくりを行う。

3-1-3 就労促進助成事業

一般就労を目指す障害者が企業等での実習を行う際に、受入れ企業等に対して謝礼金を支給することや、実習を行う障害者就労支援センター登録者に訓練手当を支給することで、障害者の就労・雇用に促進していく。

また、区内中小企業に対して職業体験受入れ奨励金を助成し、実習機会の拡大及び障害者への理解を深めるとともに、区内中小企業の障害者雇用促進の取り組みをサポートする。

3-2-1 就業先企業への支援

障害者雇用率の上昇や納付金制度の対象企業の範囲拡大等により障害者雇用に取り組む企業が増えている。障害者理解のための情報提供や、合理的配慮の提供の下で雇用促進が図れるよう企業への相談支援を行う。特に、今後増える精神障害者の雇用機会における相談体制について充実させる必要がある。

また、雇用管理やキャリア支援、人材育成の方法、メンタルヘルスなど企業の相談内容の多様化に対応するため、企業支援体制の充実を図る。

3-2-2 安定した就業継続への支援

就労先への定期的な職場訪問の実施や定期的な個別面談を通して、職場の人間関係等の困りごと等の相談に応じ、就業継続に向けた支援を行う。教育機関（特別支援学校等）や職業訓練校、就労系事業所（就労移行支援・就労継続支援等）からの就職者に対しても、各機関との連携を図りながら職場定着支援を実施する。

また、生活の中で生じた心配事や課題については地域の関係機関と連携し、安定した職業生活を送れるように支援する。

3-2-3 就労者への余暇支援

余暇活動は就労の場におけるストレス対処行動のみならず、人との出会いやコミュニケーションを通して自主性や主体性を学ぶことができる。そのため、余暇支援事業として定期的に夜間に実施している「たまり場」を、仲間づくりの場として継続実施していくとともに、生涯学習の機会として「生活講座」を企画実施し、その人らしい豊かな職業生活を考えることを支援する。

また、就労継続者のチャレンジを労う機会として、就労継続者を表彰する祝う会についても継続して実施していく。

3-2-4 就労定着支援【再掲 3-3-4 掲載】

3-3-1 福祉施設から一般就労への移行

就労移行支援及び就労継続支援等の福祉施設を利用する障害者が、一般就労へ移行し定着することを推進する。

また、福祉施設に対して、日頃の連携や様々な就労支援に関する情報提供を行うことで、福祉施設利用者が就労支援へのアクセスが容易となるような環境作りを行う。

本事業は、第6期障害福祉計画において成果目標に定められている事業である。

3-3-2 就労移行支援

一般企業への就労を希望する障害者に対し、一定期間就労に必要な知識や能力の向上のために訓練等を行い、障害者の一般就労を促進する。

3-3-3 就労継続支援（A型・B型）

一般企業での就労が困難な障害者に対して、働く場を継続的に提供するとともに、知識や能力の向上を図るために必要な支援を行う。

3-3-4 就労定着支援

就労移行支援等を利用し一般就労した障害者について、一定の期間にわたり、就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等支援を行う。

3-3-5 福祉的就労の充実

福祉施設における福祉就労のやりがいや達成感を大切にし、働くことを通じた社会参加の促進を

行う。

また、工賃の増加を図るため、区や民間企業等からの受注を促進し、受注作業の拡大、商品販路の拡大を図る。そのために区内施設によるネットワーク組織を構築し、共同受注の仕組みや共同販売を充実する。

3-3-6 障害者施設優先調達推進法に基づく物品調達の推進

「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」に基づき、文京区における調達方針を毎年度定める。推進に当たっては、庁舎内において障害者就労施設等が受託可能な物品・使役等の効果的なPRを行っていく。

3-3-7 日中活動系サービス施設の整備【再掲 1-1-19参照】

3-4-1 区の業務における就労機会の拡大

平成26年6月から庁内で知的・精神障害者のチャレンジ雇用が始まり、企業就労を目指す障害者の雇用機会の拡大に寄与してきた。今後は、庁内インターンシップとの連携や、福祉施設における就労体験の場としての実習受け入れなどを実施し相乗効果を上げていく。

また、区役所内においてのインターンシップ事業の継続や委託業務などの拡大の検討を行い、障害者就労の機会の拡大や雇用の促進を図る。

3-4-2 障害者雇用の普及・啓発

障害者が地域で当たり前働き暮らすことができることを実現するため、「障害者が働くこと」を広く区民、本人・家族、関係者に普及啓発する活動を行う。

また、主に区内の中小企業に対して、障害者雇用に関する情報提供や雇用の理解促進を図り、企業の障害者雇用促進の取り組みをサポートする。

3-4-3 地域雇用開拓の促進

事業者に対して、障害者地域自立支援協議会就労支援専門部会において検討する様々な障害者雇用に関する周知・啓発活動及び支援策を積極的に行うとともに、区内中小企業に対しては、雇用促進奨励金の助成を通じて障害者雇用先の開拓に取り組む。

4-1-1 乳幼児健康診査

4か月から3歳までの乳幼児を対象に、発育・発達の状態を確認するとともに、疾病を早期に発見し、適切な治療や療育につなげる。子育てのストレスや育児不安を持つ等子育てが困難な家庭を把握し、関係機関と連携して支援する。

4-1-2 発達健康診査

運動発達遅滞や精神発達遅滞があると疑われる乳幼児について、専門医による診察・相談を行い、必要に応じて子どもの発達を促すために、関係機関と連携し早期に適切な療育につなげる。

4-1-3 総合相談事業の充実

教育センター総合相談室において、発達に何らかの心配ごとがある子どもについて保護者からの相談に応じ、助言、指導を行う。また、必要に応じて専門訓練（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士）、グループ指導等の子どもへの発達援助、療育の事業者の情報提供及び紹介を行う。各園・学校・関係機関との連携を深めながら、乳幼児期から学齢期への切れ目のない支援を行っていく。

4-1-4 発達に関する情報の普及啓発

子どもの発達に関する相談窓口や支援内容に関する情報を、ホームページ、リーフレット等で周知していく。また、講演会を通じ、子どもの発達に関する理解を深め、より良い子どもとの関わり方を学べるよう啓発を行う。

4-1-5 在宅療養者等歯科訪問健診・予防相談指導事業【再掲 1-6-4 掲載】

4-2-1 児童発達支援センターの運営

日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行うとともに、地域の障害児支援に取り組む。

4-2-2 多様な支援機関の連携

教育・福祉・保健・子育て等の関係機関の連携を強化し、障害児とその家族及び保育園、幼稚園、小・中学校等に対する学びと育ちを支援する。

4-2-3 医療的ケア児支援体制の構築

医療的ケア児が、未就学期・学齢期・成人期のライフステージに応じて円滑かつ適切な支援を受けられるように、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関による協議の場を設置し、適切な支援体制の構築に向けた課題・対策等について協議を行う。

なお、本事業は第2期障害児福祉計画において成果目標に定められている事業である。

4-2-4 医療的ケア児支援調整コーディネーターの配置

医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築に向けて、関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員等の配置を促進する。

なお、本事業は第2期障害児福祉計画において成果目標に定められている事業である。

4-2-5 切れ目のない支援体制の充実

関係機関との強固な連携のもとに、就学先の小・中学校に対して保護者や就学前機関が子どもの指導で大切にしてきたことを伝える「文京区就学支援シート」、療育歴や発育歴などの情報を成長段階に応じて引き継ぐための「個別支援ファイル（マイファイル『ふみの輪』）」を活用し、切れ目のない一貫した支援を行っていく。

4-2-6 個別の支援計画の作成

学校や教育センター、保育園、幼稚園において、必要な児童・生徒に対し、保護者の意向も尊重しながら「個別の支援計画」を作成することで、個に応じた支援を実施する。

4-2-7 専門家アウトリーチ型支援

専門家（臨床心理士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、特別支援学校教員、福祉士等）によるコンサルテーションを通して、保育園、幼稚園、学校等の対応力の向上を図る。「発達支援」「特別支援」「適応支援」の3分野に渡り対応する。

4-2-8 障害児相談支援

児童福祉法に基づき、障害児通所支援の利用の前に障害児の心身の状況、環境、その保護者の障害児通所支援利用に関する意向、その他事情を聞き取り、個々の状況に応じた障害児支援利用計画等を作成し、通所支援事業者と連絡調整を行う。

さらに、定期的にモニタリングを行い、利用状況に応じて計画の見直しを行うなど、ケアマネジメントによるきめ細かい支援を行う。

4-2-9 医療的ケア児在宅レスパイト事業

医療的ケアが必要な在宅の障害児を介護する同居の保護者等の一時休息（レスパイト）を図るため、看護師又は准看護師を居宅に派遣し、医療的ケア等を行う。

4-2-10 障害児通所支援事業所における重症心身障害児の支援充実に向けた検討

主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保・充実に向けて、課題等を整理し対策の検討を行う。

なお、本事業は第2期障害児福祉計画において成果目標に定められている事業である。

4-3-1 児童発達支援

児童福祉法に基づき、主に未就学の障害児を対象に心身の発達を促し、日常生活における基本的な動作等の習得、社会生活・集団生活などへの適応能力の向上を図るために個々に応じた適切かつ効果的な指導及び訓練を行う。

4-3-2 医療型児童発達支援

児童福祉法に基づき、肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練や医療的管理下での支援を要する児童に対し、児童発達支援及び治療を行い、障害児の心身の発達促進を図る。

4-3-3 居宅訪問型児童発達支援

重度の障害等の状態にある障害児であって、児童発達支援、医療型児童発達支援又は放課後等デイサービスを受けるために外出することが著しく困難なものについて、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導等を行う。

4-3-4 保育所等訪問支援

保育所等に通う障害児について、その施設を訪問し集団生活へ適応するための専門的な支援を行う。

4-3-5 文京版スターティング・ストロング・プロジェクト【再掲 4-5-8参照】

4-3-6 保育園障害児保育

保育園において、保育が必要な児童のうち、心身の発達に関し特別な配慮が必要な児童に対し、個別指導計画に基づく集団保育を実施する。

4-3-7 幼稚園特別保育

区立幼稚園において、特別な支援が必要な幼児が集団の中で生活することを通して、幼稚園教育の機能や特性を活かしながら、その幼児の発達を促進していく。

特別な支援を必要とする幼児への支援に理解のある大学生や地域人材等ボランティアの協力を得て児童・生徒へのサポートを行う。

4-3-8 就学前相談体制の充実

専門の委員からなる特別支援教育相談委員会を設置し、就学において特別な支援を必要とする児童・生徒の個々のニーズに応じて、可能な限り保護者の意向を尊重したうえで、適切な支援を受けられるようにする。

4-3-9 総合相談事業の充実【再掲 4-1-3参照】

4-3-10 専門家アウトリーチ型支援【再掲 4-2-7参照】

4-3-11 障害児通所支援事業所の整備

重症心身障害児等が地域の中で児童発達支援や放課後等デイサービス等の必要な支援が受けられるよう、整備費等補助制度を創設し、民間事業者による障害児通所支援事業所施設整備を促進する。

4-4-1 総合相談事業の充実【再掲 4-1-3参照】

4-4-2 特別支援教育の充実

区立小・中学校の通常学級及び特別支援学級における特別な支援を必要とする児童・生徒が、個々のニーズに応じた教育を受けることができるように、指導員等を配置し充実を図る。

- ・特別支援教育担当指導員：通常学級に在籍する発達障害等の特別な支援が必要な児童・生徒の支援として、一斉指導の中での個別指導や特別支援教室等での専門的指導・支援を行うため。
- ・交流及び共同学習支援員：特別支援学級設置校において、障害のある子どもたちと障害のない子どもたちとの交流及び共同学習を円滑に行うため。
- ・バリアフリーパートナー：大学生や地域人材等ボランティアの協力を得て、子どもたちのサポ

ートを行うため。

4-4-3 育成室の障害児保育

保護者が仕事や病気等のため保育の必要な小学校1年から3年生のうち心身に特別な配慮を要する児童（要配慮児）に対して、健全な育成と保護を図り、必要に応じて学年延長を行う。保育補助の会計年度任用職員等を配置し保育環境を整えるとともに、児童支援員のための研修を定期的実施し、保育の質の向上を図る。また、巡回指導を実施し、策定した個別指導計画に基づき、保育の充実を図る。

4-4-4 個に応じた指導の充実

区立小・中学校の通常学級及び特別支援学級における特別な支援を必要とする児童・生徒に対する特別支援教育のあり方や指導の実際について、教員等研修を実施するとともに教育センター等関係機関と連携し、個への対応の充実を図る。

4-4-5 専門家アウトリーチ型支援【再掲 4-2-7参照】

4-4-6 放課後等デイサービス

就学している障害児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練や社会との交流の促進等の支援を行うことで、障害児の健全な育成を図る。

4-4-7 居宅訪問型児童発達支援 【再掲 4-3-3参照】

4-4-8 障害児通所支援事業所の整備【再掲 4-3-11参照】

4-5-1 保育園障害児保育【再掲 4-3-6参照】

4-5-2 幼稚園特別保育【再掲 4-3-7参照】

4-5-3 育成室の障害児保育【再掲 4-4-3参照】

4-5-4 ぴよぴよひろば（親子ひろば事業）

子ども家庭支援センター親子交流室において、3歳未満の乳幼児とその保護者が安心して遊べ、子育て親子の情報交換や仲間づくりができる場を提供していく。

また、保育士資格を持ったひろば職員が利用者の子育てに関する相談も受ける。

4-5-5 子育てひろば

乳幼児とその保護者が安心して遊べる場や仲間作りの場を提供するとともに、専門指導員により利用者の子育てに関する相談を受け、子育て支援の充実を図る。

4-5-6 児童館

館内に遊戯室、図書室、工作室、屋上遊戯場等があり、専門の職員が遊びを通じて児童の集団的及び個別的な指導を行い、子どもの健全育成を図る。

4-5-7 b-lab（文京区青少年プラザ）

中高生世代の自主的な活動の場を提供するとともに、文化・スポーツ、学習支援等の各種事業を通して、自主的な活動を支援し、自立した大人への成長を支える。

4-5-8 文京版スターティング・ストロング・プロジェクト

集団参加や対人コミュニケーションなどの社会的スキル等の成長が乳幼児期から促されるよう、心理士等の専門家チームが区内の幼稚園・保育園・児童館等を訪問し専門的発達支援を行うとともに、保護者に対しても専門的観点から育児方法を伝え、より質の高い育児環境を整え、子どもたちの健やかな育ちを支えていく。

5-1-1 文京区バリアフリー基本構想の推進

文京区バリアフリー基本構想の重点整備地区別計画に位置付けた特定事業（具体的なバリアフリー事業）の進捗管理を行うとともに、道路や施設等のバリアフリー化を一体的に推進する。

5-1-2 道のバリアフリーの推進

高齢者や障害者など、だれもが積極的に社会参加できるよう、文京区バリアフリー基本構想に基づき、生活関連経路について、歩道の拡幅、段差解消、視覚障害者誘導用ブロックの設置など、道路整備を行い、すべてのひとにやさしい道路の実現を図る。

5-1-3 文京区福祉のまちづくりに係る共同住宅等整備要綱に基づく指導

高齢者や障害者を含めた全ての人が、安全、安心、快適に共同住宅等で生活できるよう、その整備に関する基準を定めることにより、福祉のまちづくりを推進する。

5-1-4 総合的自転車対策の推進

安全な歩行者空間を確保するため、放置自転車の警告・撤去、自転車駐車場の整備等の総合的な自転車対策を推進する。

また、小中学生対象の自転車交通安全教室を実施するとともに、区報やホームページによる自転車利用者への交通ルールの周知・マナーの向上、警察と協力した交通安全イベントを実施する。

5-1-5 公園再整備事業

区立の公園、児童遊園等をより安全・安心で快適なものとするため、「文京区公園再整備基本計画」に基づき、地域主体の区民参画による計画的な公園等の再整備を行う。

また、便器の洋式化やバリアフリー対応等が必要な公衆・公園等トイレについても、高齢者をはじめ、障害者や子育てをしている人などの利用に配慮した整備を推進する。

5-1-6 コミュニティバス運行

区内を円滑に移動できるよう、コミュニティバスで区の拠点間を結び、公共交通不便地域を解消することにより、区民等の利便性を高める。

5-1-7 ごみの訪問収集

①満65歳以上のみの世帯②障害者のみの世帯③日常的に介助又は介護を必要とする方のみの世帯④母子健康手帳の交付を受けてから3月程度までの妊産婦のみの世帯⑤その他区長が特に必要であると認めた世帯 上記いずれかに該当する方のみで構成される世帯であって、自らごみ等を集積所に持ち出すことが困難で、身近な人の協力が得られない世帯に対し、ご家庭の可燃ごみ・不燃ごみを、清掃事務所職員が戸別に玄関先又はドアの前から収集する。

5-2-1 障害及び障害者・児に対する理解の促進（理解促進研修・啓発事業）

障害者・児が住み慣れた地域社会において、差別や偏見なく地域の一員として育ち暮らし続けていけるよう、様々な機会を捉えて障害の特性や障害のある人に対する理解を深めるとともに、共生社会の実現を図ることを目的として、地域支援フォーラムにおいて講演会等の事業を行い、また、心のバリアフリーハンドブックを作成し、教育機関及び区内イベント等で配布し周知啓発を行う。

5-2-2 障害者週間記念行事「ふれあいの集い」の充実

「障害者週間(12月3日から9日)」を記念して、障害のある人もない人も共に集い、障害福祉についての関心や理解を促進するための催しを開催する。

5-2-3 障害者事業を通じた地域参加

各種の障害者事業（心身障害者・児通所施設合同運動会、一歩いっぽ祭り、ハートフル工房参加など）を通じて、障害者・児の様々な地域活動への参加を推進する。

5-2-4 障害者差別解消に向けた取組の推進

障害者差別解消法の施行を受け、障害を理由とする差別の解消に向けて、区民や民間事業者等に周知・啓発活動を行う。

5-3-1 情報提供ガイドラインに即した情報発信の推進

区から発信する情報が多様な受け取り手に届くよう、障害特性に配慮した情報提供を行うことを目的に策定した「情報提供ガイドライン」に則った情報提供を推進する。

5-3-2 情報バリアフリーの推進

障害者パソコン教室の実施、区役所窓口への拡大鏡・筆談ボード等の設置、音声認識ソフトインストール済みタブレット端末の設置等により、障害者が日常生活を送る上で必要な情報を取得するための支援を行い、情報バリアフリーの推進を図っていく。

5-3-3 図書館利用に障害のある方への図書館資料の貸出

一般図書のほか、大活字本、点字図書、音訳図書・雑誌等の収集、貸出を行う。また、視覚障害のある方への資料の郵送サービス、障害等により来館が困難な単身者への資料の宅配サービスを実施する。

5-4-1 ヘルプカードの普及啓発

障害者等が発災時及び困った時に必要な援助や配慮を周囲の人に伝えるためのヘルプカードの普及啓発を行う。

当事者を対象に活用方法を記載したリーフレットと合わせた配付を進めるとともに、一般区民を対象にチラシ及びグッズを関係機関やイベント等で配布することで、障害者の災害に対する備えと助け合う体制を整えていく。

5-4-2 避難行動要支援者への支援

災害時の避難行動に支援を要する者に対して、安否確認、避難誘導等を適切に行うため、支援者や関係機関との連携強化による状況把握等を実施し、支援体制の充実を図る。

また、災害時の停電等により生命の危険を及ぼす可能性のある在宅人工呼吸器使用者については、東京都在宅人工呼吸器使用者災害時支援指針に基づき災害時個別支援計画を策定するなど、災害時の安全確保のための支援体制を整えていくとともに、多様な障害特性に合わせた支援内容の検討を行っていく。

5-4-3 福祉避難所の拡充

避難所での避難生活が著しく困難な方を一時的に受け入れ、保護するための二次避難所である福祉避難所について、区内に存する福祉関連施設等と連携・協力して設置箇所数の拡大を図るとともに、福祉避難所が機能するよう設置及び運営方法に関する検討を進める。

また、福祉避難所においては、他の避難所と同様に避難者が利用できる公衆無線LAN設備を配置する。

5-4-4 避難所運営協議会の運営支援

災害時に避難所がその役割を十分に果たすことができるよう、各避難所運営協議会の運営や避難所運営訓練等の活動を支援することにより、取組みを活性化させ、自主運営体制の確立と地域の防災力の向上、防災意識の啓発を図る。

5-4-5 災害ボランティア体制の整備

災害時に被災者支援のボランティア活動を円滑に進めるため、災害ボランティアセンターの体制の整備に努め、平常時から関係機関との連携を進め、安心して暮らせる仕組みづくりに努める。

【社会福祉協議会実施事業】

5-4-6 耐震改修促進事業

建築物の所有者が、建物の耐震性能を把握し、耐震改修を行えるよう、耐震診断、耐震設計及び

改修工事等の費用助成を行う。高齢者又は障害者が居住する木造住宅に対しては、助成の補助率と補助金上限額を優遇する。

5-4-7 家具転倒防止器具設置費用助成

災害時に、負傷の原因や避難・救出の障害となる家具の転倒・落下・移動等を防止するため、避難行動要支援者世帯等における家具の転倒等防止器具の購入・設置にかかる費用を助成し、自宅における減災対策を推進・啓発する。

5-4-8 緊急通報・火災安全システムの設置

緊急通報システム及び火災安全システムを設置することにより、重度身体障害者等に対する緊急時及び火災時における救助・避難のための支援を行う。

【緊急通報システム】重度身体障害者等が、家庭で急病やケガなどの突発的な事故にあった場合、外部との適切な対応ができる装置を設置し、東京消防庁に通報するとともにあらかじめ協力を依頼している協力員の援助を得て、速やかな救助を行う。

【火災安全システム】重度心身障害者世帯等の火災対策として、自動火災通報器を設置する。火災の際には、煙及び熱センサーが作動し、東京消防庁に自動通報され、消防車が出動する。

5-5-1 障害者事業を通じた地域参加【再掲 5-2-3 参照】

5-5-2 地域に開かれた施設運営

障害者施設に併設する喫茶店の店舗やそれぞれの施設で行う祭りなどのイベント等を通じて障害者・児と地域との交流を広げるとともに、日頃から障害者の働く姿や施設の活動を知ってもらうなど地域と緊密に連携して開かれた施設運営を行っていく。

5-5-3 障害者週間記念行事「ふれあいの集い」の充実【再掲 5-2-2 参照】

5-5-4 心身障害者・児レクリエーション

心身の障害により日頃行楽の機会が少ない方に対して年 1 回バス旅行に招待し、区内在住の障害者・児に行楽の機会を設けることで、社会参加のきっかけとする。

5-5-5 障害者スポーツ等の推進

障害者（児）向けスポーツ事業を実施し、スポーツに触れる機会を提供するとともに、スポーツの楽しさや魅力を伝えていく。

5-6-1 ボランティア活動への支援

ボランティア養成講座や研修等を実施し、地域の担い手を育成するとともに、福祉教育の充実、ボランティア・市民活動情報の収集・提供の強化・向上、コーディネート機能の強化等を図り、地域福祉活動の多様化、活性化を図る。

また、地域活動や交流会等を通じて活動団体間の交流を促進し、ネットワーク化を推進しボラン

ティア・市民活動の輪を広げる。【社会福祉協議会実施事業】

5-6-2 手話奉仕員養成研修事業

聴覚障害により意思疎通を図ることに支障がある障害者等が自立した生活を営むことができるよう、社会参加・交流活動等を促進するための支援者として期待される手話奉仕員を養成するための研修を行う。【区と社会福祉協議会共催事業】

5-6-3 ふれあいいいききサロン

外出の機会が少なくなりがちの高齢者、障害者、子育て世代等が、食事会、おしゃべり等を楽しむ場を通して、地域での交流を深めることにより、孤立化を予防し、地域の中で支え合い、だれもが安心して楽しく暮らせるよう、住民主体のサロンづくりを支援する。

【社会福祉協議会実施事業】

5-6-4 ファミリー・サポート・センター事業

子育ての援助を受けたい区民と援助を行いたい区民が会員となり、地域の中で互いに助け合いながら子育てする相互援助活動を行う。

5-6-5 民生委員・児童委員による相談援助活動

民生委員・児童委員は、地域住民の介護の悩みや子育ての不安、経済的困窮など福祉に関する様々な相談に応じ、支援を必要とする人と行政機関を繋げるパイプ役を担っている。

また、高齢者の孤立を防ぐ居場所作りや、子育てサロンの運営及び乳幼児健診への協力などの予防的福祉活動を行っている。敬老金の配布、緊急連絡カード調査などの区の事業への協力、災害対策への参加など様々な活動をしている。区は民生委員・児童委員への支援や連携を通じて、地域社会の中で生活上の様々な問題を抱えている方への相談及び援助活動を行う。

5-6-6 話し合い員による訪問活動

地域のひとり暮らしの高齢者や重度の心身障害者世帯の方等の孤独感や不安感を和らげるため、話し合い員が定期的に対象者の自宅を訪問し、話し相手となるほか、生活や身の上の相談に応じ、区と連携して必要なサービスや支援につなげていく。また、民生委員、高齢者あんしん相談センター等と連携した見守り活動を行う。

5-6-7 自発的活動支援事業

障害者等が自立した生活を営むことが出来るよう、障害者が互いに助け合うピアサポートや災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動など、障害者やその家族、地域住民等による区民の自発的な活動を支援する。

5-6-8 地域活動情報サイト

NPO 法人・ボランティア団体、町会・自治会及び企業等による地域貢献活動などの情報を発信し、地域活動への参加促進を図る。【社会福祉協議会実施事業】

新たな感染症への対策をふまえた今後の地域福祉保健活動のために

2019年12月に発生した新型コロナウイルス感染症は、短期間で全世界に蔓延し、日本においても経済社会のあり方と人々の行動に様々な変容を迫るものとなりました。特に感染リスクを避けるために外出を自粛したり、人と人との接触を控えることが求められることで、従来のような区民間の交流や社会参加の機会、また、日常の地域での見守りといった地域福祉が担う区民の協働による様々な活動も難しい状況となっています。このような健康危機の発生により、公衆衛生行政及び活動の重要性が再認識されるとともに、「新しい日常」のもと、人々の生活を営む上で必要不可欠である「人と人とのかかわり」を絶やさないための地域福祉保健活動の基盤整備、体制強化が必要です。

こうした背景を踏まえ、文京区では、区民の社会的孤立を防ぎ、区民のセーフティネットを確保するため、感染リスクや感染に対する不安を軽減するための対策を図り、地域における相談支援や見守り体制を強化していきます。加えて、福祉サービス基盤を維持するための事業者や支援の担い手に対するサポートを行い、ともに支えあう地域社会づくりに取り組みます。

また、新型コロナウイルスをはじめとする感染症と共存した社会を目指すにあたり、多様化・複雑化する福祉保健ニーズに対応するため、公衆衛生看護活動を行う専門職である保健師が活躍できる幅を広げてまいります。感染症対策等の保健衛生分野から高齢者福祉、介護保険、障害者福祉、子育て支援等の福祉分野に至るまで、あらゆる年代や健康課題を持つ区民を対象に専門性を活用した支援方法を研究しつつ、よりきめ細やか、かつ組織的な働きかけを行ってまいります。保健師活動が求められる分野の拡大をふまえて、保健師を各部門に適正に配置することで、分野横断的・包括的に取り組むことのできる多職種協働の体制整備を進めてまいります。

そして、「文京区版」地域包括ケアシステムを推進していくにあたり、保健、医療、福祉、介護等の各分野及び関係機関、区民等との連携及び協働し、区民のいのちと暮らしを守ります。

(文京区地域福祉保健計画 P.9 (3)として導入予定)